

湖南省文化財保存活用地域計画 (素案)

令和 8 年 8 月

滋賀県湖南省

ごあいさつ

令和●年●月
湖南市長

例言

- 1 本書は、湖南省の文化財について保存・活用し、次世代に継承するための基本計画ならびに行動計画（文化財保存活用地域計画）です。
- 2 本書は、湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会により検討を行い、文化庁文化資源活用課からの指導・助言、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課からの助言をいただきながら、また湖南省文化財保護審議会から意見聴取を行いながら、令和6・7年度（2024・2025）までは湖南省環境経済部商工観光労政課が、令和8年度（2026）からは教育委員会〇〇課が事務局を担当し、作成しました。
- 3 本書は、令和6年度（2024）～令和8年度（2026）に文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を受けて作成しました。
- 4 本書に掲載した地図の一部は、国土交通省発行の国土数値情報および国土地理院発行の基盤地図情報・地理院タイルを加工して作成しました。

目次

序章. はじめに	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 文化財の定義	3
4. 計画の位置付け	4
5. 計画作成の経過	5
第1章. 湖南省の概要	7
1. 自然的、地理的環境	7
2. 社会的状況	15
3. 歴史的環境	22
第2章. 湖南省の文化財の概要	26
1. 指定等文化財の概要	26
2. 未指定文化財の概要	29
3. 類型ごとの文化財の特徴	30
4. 地域ごとの文化財の特徴	34
5. 100年フード	37
第3章. 湖南省の歴史文化の特性	38
第4章. 湖南省の文化財に関する既往の把握調査	42
1. 国、県、市が実施した文化財に関する既往調査	42
2. 大学等研究機関が実施した文化財に関する既往調査	42
3. これまでの文化財の調査に関する現状と課題	45
第5章. 湖南省の文化財の保存・活用に関する将来像	47
1. 文化財の保存・活用に関する将来像	47
2. 文化財の保存・活用を実現するための方向性	48

第6章. 湖南省の文化財の保存・活用に関する課題・方針 49

基本方針1 文化財をみんなで知る 49
基本方針2 文化財をみんなで守る 51
基本方針3 文化財をみんなに伝える 53
基本方針4 文化財をみんなで活かす 54
基本方針5 文化財をみんなでつなぐ 56

第7章. 湖南省の文化財の保存・活用に関する措置 58

基本方針1 文化財をみんなで知る 59
基本方針2 文化財をみんなで守る 60
基本方針3 文化財をみんなに伝える 61
基本方針4 文化財をみんなで活かす 62
基本方針5 文化財をみんなでつなぐ 63

第8章. 湖南省の文化財の保存・活用に関する推進体制 64

1. 計画の推進体制 64
2. 防災・防犯の体制 67
3. 計画の進捗管理 67

資料編 68

1 序章. はじめに

1. 計画作成の背景と目的

滋賀県南部に位置する湖南省（以下、「本市」といいます。）は、南にある阿星山系、北にある岩根山系という2つの山系に囲まれています。また、中央部には野洲川が流れており、琵琶湖まで続いています。

この地理的特徴により、古代の都であった紫香楽宮や万葉集に登場する歌人の額田王などが活躍した舞台である蒲生野、そのほか西国、北陸・東海地方とつながりを持つことができ、このつながりによる人や文化の交流によって本市の歴史文化が形成されてきました。

本市には湖南三山¹と呼ばれる国宝の建造物や信仰に関わる美術工芸品、東海道沿いの観光名所の一つであった天然記念物など、多種多様な文化財が残っています。現在、国や県、市の条例などを受けている文化財は計118件あり、文化財保護法（昭和25年法律第214号）や県、市の条例などに従って保護の措置を図っています。また、これらの文化財を未来に継承するため、各まちづくり協議会の協力を得ながら、保存活動や学校教育、社会教育での郷土史の学習機会の提供を行っています。特に、国指定天然記念物である平松のウツクシマツ自生地²では、令和3年度（2021）に保存活用計画を策定し、市が中心となって保全活動を行っているほか、地元の小学校の子どもたちに定期的に見学や保全活動体験に来てもらう取組を行っています。そのほか、各まちづくり協議会や観光協会の協力を得ながら、文化財を取り巻く環境整備や看板の設置、パンフレットなどの作成を行い、情報発信に努めています。

このように地域の人々と協力して、本市に残る貴重な文化財を保存・活用する取組を行ってきました。

しかし、本市では少子高齢化による地域コミュニティの弱体化や地域のまつり・行事の担い手不足などが進んでおり、地域で大切に守られてきた文化財を将来に保存・継承することが難しい状況となっています。

一方、近年住宅地や商工業地の開発が進み、他の地域からの移住者が増加していることから、多様な価値観やライフスタイルなどを認めつつ、本市に残る文化財をともに保存・活用していくための取組を行うことが求められています。

平成30年（2018）の文化財保護法の改正により、県が定めた『滋賀県文化財保存活用大綱』³を勘案しつつ、各市町村の文化財の保存・活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画を作成することなどが制度化されました。そこで、本市に残る貴重な文化財を次世代に確実に継承していくため、文化財保護法第183条の3に基づき、文化財の保存・活用に係る基本計画であり行動計画でもある『湖南省文化財保存活用地域計画』（以下、「本計画」といいます。）を作成します。

¹ 湖南三山：常楽寺、長壽寺、善水寺のこと。平成16年（2004）の湖南省発足に伴い、国宝の建造物を有するこの3か寺を線でつなぎ、発信力を強めることにしました。平成17年（2005）に初の湖南三山めぐりを実施しています。

² 平松のウツクシマツ自生地：ウツクシマツはアカマツの天然変種で、根元近くから幹が傘状に広がって伸びるのが特徴です。ウツクシマツが自生・天然更新している国内唯一の場所として、「平松のウツクシマツ自生地」は大正10年（1921）に国の天然記念物に指定されています。

³ 滋賀県文化財保存活用大綱：令和2年（2020）3月策定。県内の文化財を確実に次世代に継承するため、保存活用に関する取り組みを適切に進める上での共通基盤となる方針を示すものです。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年度（2027）から令和18年度（2036）までの10年間とします。

計画期間中においては、（仮称）湖南省文化財保存活用地域計画協議会を設置し、後述の事業（第7章参照）の点検を行います。また、『第三次湖南省総合計画』（令和8年度（2026）～令和17年度（2035））および『第3期湖南省教育振興プラン』（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））との整合性が保てるよう中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。見直しにあたっては、アンケートなどで市民の意見を聴くものとします。

なお、計画期間の変更や市内にある文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更が起きた場合は、事前に文化庁と協議のうえ、文化庁長官の変更の認定を受けます。それ以外の軽微な変更が生じた場合には、その内容について、滋賀県を經由して文化庁へ報告します。



図1 本計画の計画期間

3. 文化財の定義

文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型および埋蔵文化財、文化財の保存技術をあわせたものを保護の対象としています。これらのうち、重要なものは国や県、市の指定などにより保護の措置が図られてきました（以下、「指定等文化財」といいます。）。

一方、上記文化財類型に該当するものの指定などの措置が講じられていないものもあります（以下、「未指定文化財」といいます。）。

また、これまで文化財類型に該当しなかった伝承や方言、地名なども、地域の人々によって今日まで大切に守り伝えられ、本市の歴史文化を体現する重要な要素となっています（以下、「その他の文化財」といいます。）。

そこで、本計画では、古代から続く様々な地域とのつながりによる人や文化の交流によって育まれた「湖南省らしさ」を形成し、今日まで大切に守り伝えられてきた「市民のたから」と言える指定・未指定・その他の文化財すべてを本市の「文化財」として位置づけ、計画の対象とします。これらの文化財が相互に結び付き、自然や社会といった周辺環境と密接に関わりあうことで、本市の歴史文化を形成すると考えます。

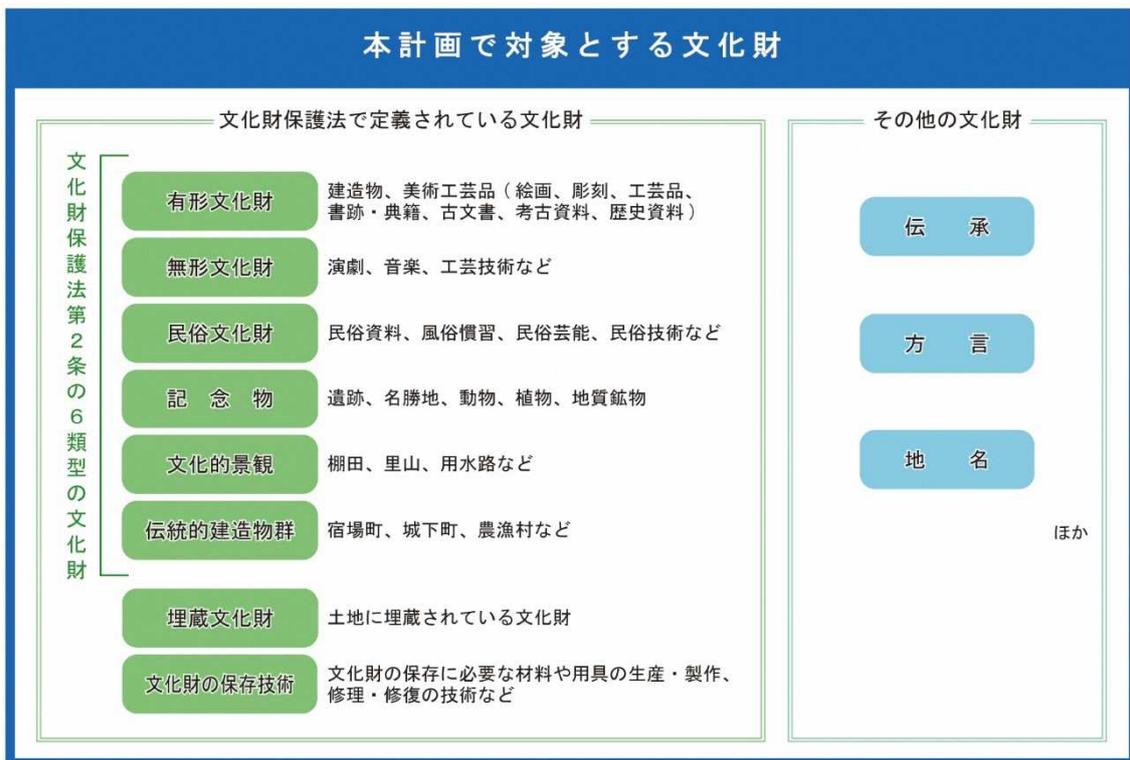


図2 本計画で対象とする文化財

4. 計画の位置付け

本計画は、『滋賀県文化財保存活用大綱』を勘案し、本市の最上位計画である『湖南省総合計画』、教育分野の上位計画である『第3期湖南省教育振興プラン』と整合性を図りつつ、本市の文化財を適切に次代へ保存・継承していきけるよう、実効性を有する計画として作成します。

また、関係部局が策定した諸計画と連携、整合させます。

なお、各計画の概要と本計画との関わりは資料編に掲載します。

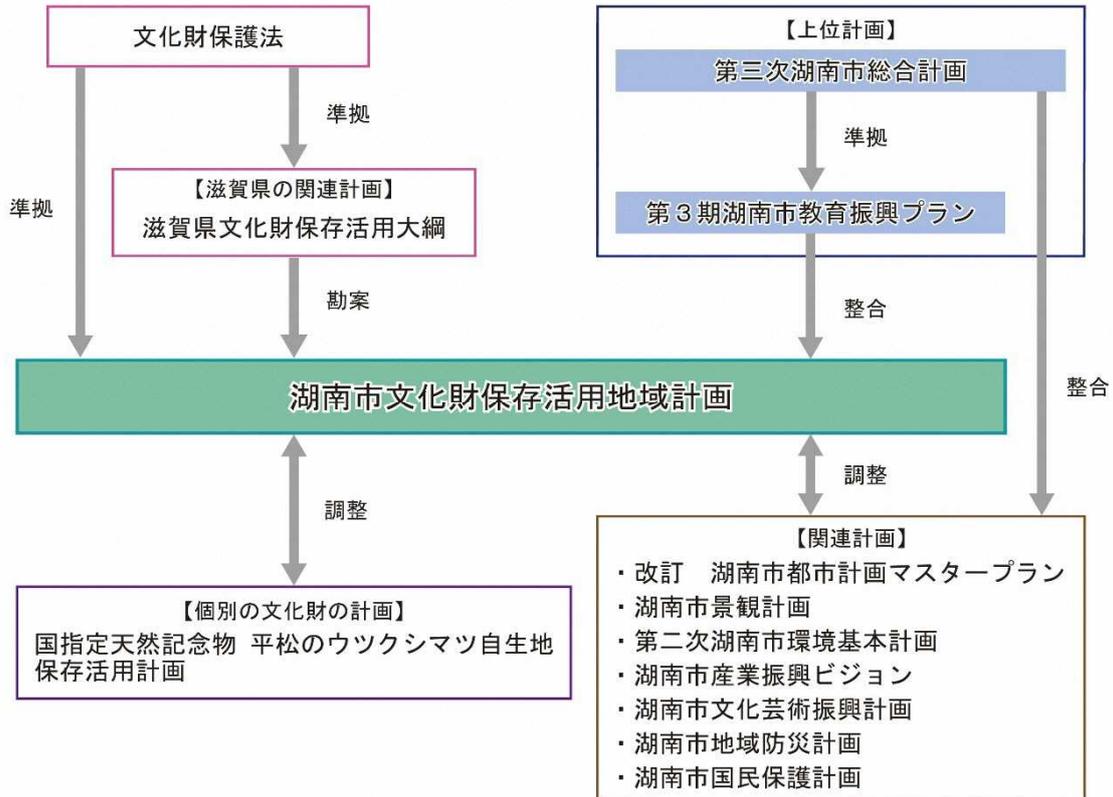


図3 本計画の位置付け

5. 計画作成の経過

本計画の作成にあたって、「湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置し、計画内容の検討などを行いました。

また、文化庁文化資源活用課の指導・助言、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課の助言を得ました。併せて湖南省文化財保護審議会にて進捗報告と意見聴取を行いました。

さらに、令和8年〇月にパブリックコメントを行い、市民の意見を聴取しました。

表1 湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿（敬称略・順不同）

氏名	分野など	所属など	備考
佐藤 亜聖	考古学	滋賀県立大学教授	会長
青柳 憲昌	建造物	立命館大学教授	副会長
田中 健一	美術史学（彫刻）	京都大学大学院准教授	
中島 誠一	民俗文化財	文化財保護審議会副会長 成安造形大学非常勤講師	
八杉 淳	歴史・古文書	文化財保護審議会委員 草津市歴史文化活用調整員	
藤支 良道	文化財所有者	長壽寺住職 国宝建造物代表役員	石部南地域
園部 俊治	観光	湖南省観光協会副会長 吉永の里山と文化財を守る会	三雲地域
佐々木 榮一	地域	大地の会	石部地域
田中 秀明	地域	菩提寺まちづくり協議会・歴史文化資料室運営協議会代表	菩提寺地域
大濱 早苗	学校教育	菩提寺北小学校校長 社会教育委員	小学校代表 (令和7年度～)
谷口 浩美	学校教育	甲西北中学校校長 社会教育委員	中学校代表 (令和7年度～)

オブザーバー

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

1 表2 湖南省文化財保護審議会委員名簿（敬称略・順不同）

氏名	分野など	所属など
土井 通弘	美術・工芸	就実大学名誉教授
中島 誠一	民俗文化財	成安造形大学非常勤講師
八杉 淳	歴史・古文書	草津市歴史文化活用調整員
坂尾 昭彦	郷土史	滋賀大学教育学部非常勤講師
中井 均	考古学	滋賀県立大学名誉教授
富島 義幸	建造物	京都大学大学院教授
井上 勝	郷土史	滋賀文教短期大学准教授

2

3 表3 湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会などの経過

開催日など	回	主要検討項目
令和7年（2025） 1月30日	第1回	1 湖南省文化財保存活用地域計画について 2 市内文化財のとりまとめ状況について
令和7年（2025） 3月25日	第2回	1 “文化財”の定義について 2 市民意見の集約について
令和7年（2025） 7月4日	第3回	1 アンケートについて 2 ワークショップについて 3 文化財保存活用地域計画素案 序章～第3章 （湖南省の概要、湖南省の歴史文化の特性 他）
令和7年（2025） 10月20日	第4回	1 アンケート、ワークショップの結果について 2 文化財保存活用地域計画素案 序章～第3章 修正 3 文化財保存活用地域計画素案 第4章～第6章 （既往の把握調査、将来像、課題）
令和8年（2026） 1月21日	第5回	1 湖南省文化財保存活用地域計画素案 序章～第6章 修正 2 湖南省 文化財保存活用地域計画素案 第7章、第8章
令和8年（2026） 2月9日	第6回	

4

第1章. 湖南省の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置と概要

本市は滋賀県南部に位置し、大阪・名古屋から100km圏内の近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にあります。市域の西側を栗東市、北西側を野洲市、北側を蒲生郡竜王町、東側と南側を甲賀市とそれぞれ接しています。市の総面積は70.4km²で、地形は平地・丘陵・山林に分かれ、山林が土地全体の51.9%を占めています。

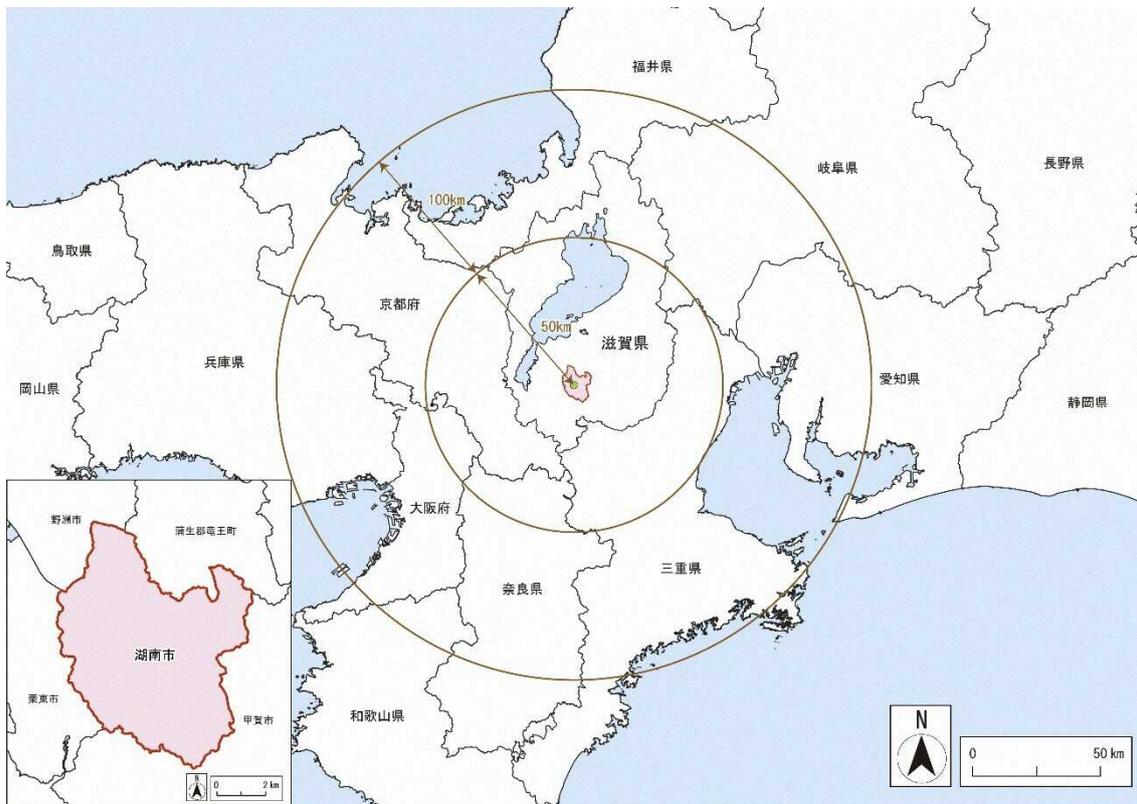


図4 本市の位置図

1 (2) 地形・地質

2 ①地形

3 本市は、野洲川^{やすがわ}に沿って展開する平野部、野洲川の南北に展開する丘陵に分けることがで
4 きます。このうち、南部の丘陵は標高 693.1mの阿星山^{あほしやま}を中心として美松山^{びしょうざん}、人星山^{ひとほしやま}、
5 大納言山^{だいなごんやま}、烏ヶ嶽^{からすがたけ}、横田山^{でんぼうざん}、伝芳山^{でんぼうざん}からなる阿星山系、北部の丘陵は標高 405.5mの岩根山^{いわねやま}
6 (通称十二坊^{じゅうにぼう})を中心に龍王山^{りゅうおうざん}からなる岩根山系より形成されています。

7 本市の中央部には、豊かな平野を形成する野洲川^{やすがわ}と、野洲川や日野川に流れ込む中小河川
8 が流れています。

9 野洲川^{やすがわ}は、鈴鹿山脈^{すずかさんみやく}南部から流れ出す川です。山の南西側の斜面に水を集めて流れ、甲賀^{こうか}
10 の山地と丘陵を削りながら進み、市の中心を通っていきます。その後、栗東市^{りつとうし}で広範囲の扇
11 状地を形成し、さらに平らな土地(沖積平野^{ちゅうせきへいや})を形成しながら、琵琶湖^{びわこ}へ流れ込む全長 61
12 kmの県内最大級の河川です。

13 中小河川には、野洲川^{やすがわ}に流れ込む落合川^{おちあいがわ}、宮川^{みやがわ}、大沙川^{おほさか}、由良谷川^{ゆらたにがわ}、家棟川^{やのむねがわ}などの河川や
14 祖父川^{そふがわ}に合流した後、蒲生郡竜王町^{がもうぐんりゅうおうちょう}を通って日野川^{ひのがわ}に流れ込む茶釜川^{ちやがまがわ}があります。

15 本市の河川の特徴として、山地を形成する花崗岩地帯^{かこうがん}から流出する河川では、風化した花
16 崗岩の岩石が多量に流出することから、河床が周囲の地形よりも高まることで「天井川」
17 となっています。

18 特に由良谷川^{ゆらたにがわ}、家棟川^{やのむねがわ}および大沙川^{おほさか}は河川の傾斜が急であり、著しい天井川として発達し
19 ています。旧東海道を横切って流れるこれら3川には、街道を行き交う人馬の交通の利便向
20 上を目的として大沙川に明治17年(1884)、由良谷川・家棟川に明治19年(1886)、それぞ
21 れ石造トンネル(隧道^{すいどう})が設置されました。

22 このうち家棟川^{やのむねがわ}は、昭和54年(1979)に平地河川化工事²が行われ、その際に隧道^{すいどう}も解体・
23 撤去されています。現在は、隧道に掲げられていた扁額^{へんがく}が川の脇に保存されています。

24



大沙川隧道



由良谷川隧道

¹ 天井川：川床が周囲の平地よりも高い位置にある河川のこと。

² 平地河川化工事：天井川となっていた土手を解体し、平地化する工事のこと。

1

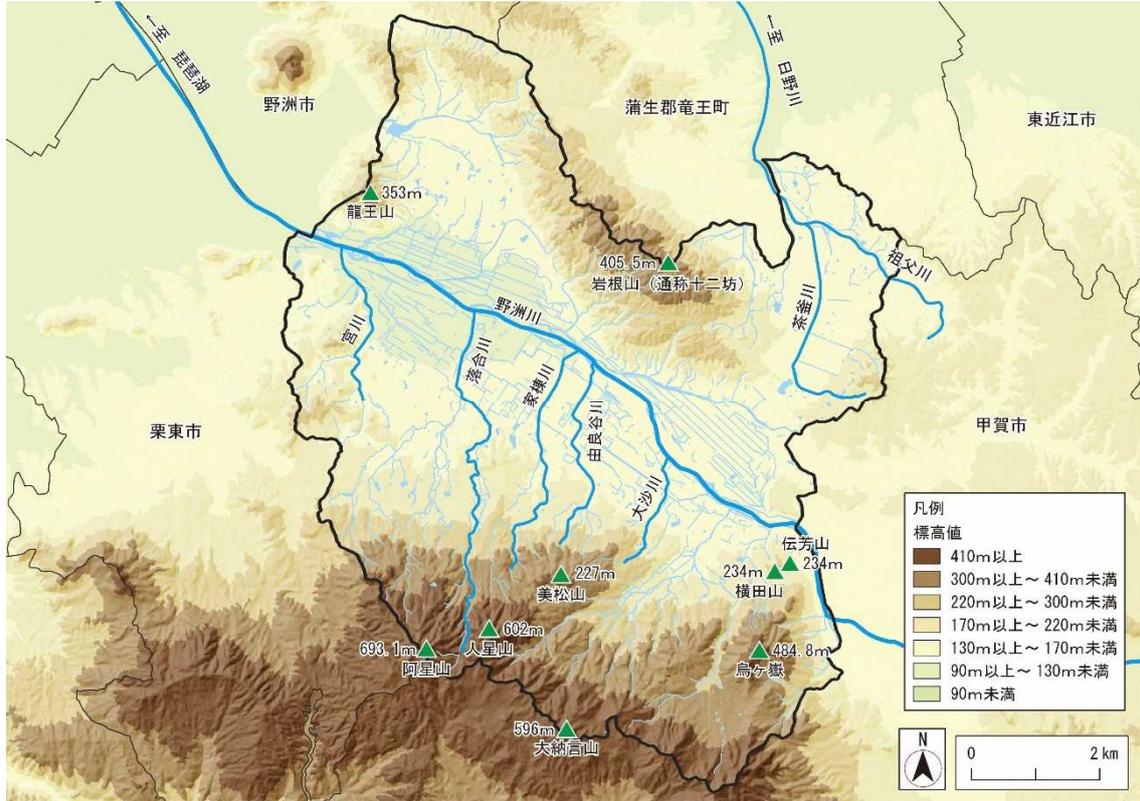


図5 本市の地形図

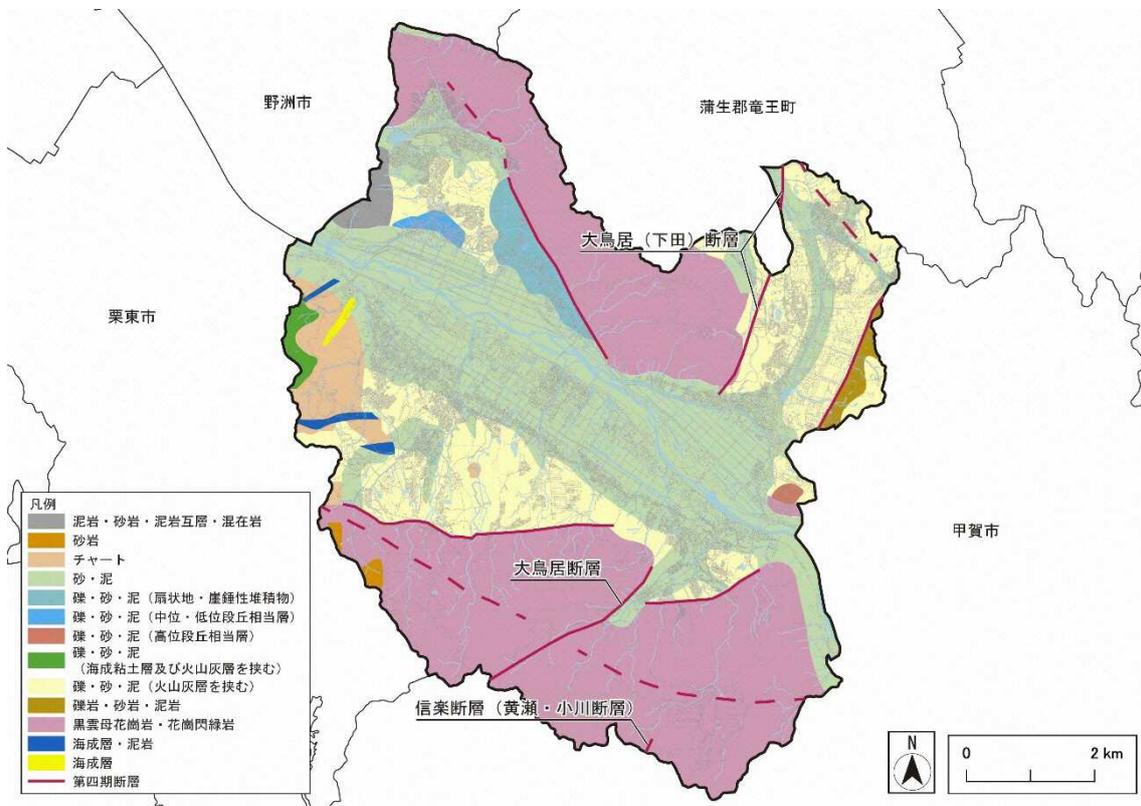
1 ②地質

2 本市には中生代から新生代の地層が広く分布します。

3 市の南北には、中生代の花崗岩類^{かこうがん}が広く分布し、山地を形成しています。輝水鉛鋳や水晶^{きすいせんこう}
4 などの鋳石を産出し、かつて採石の事業も行われていました。また、本市で唯一の温泉はこ
5 の中生代の花崗岩類から産出しています。

6 野洲川^{やすがわ}が流れる中央部には、約 260 万年前の古琵琶湖層^{こびわこ}が分布しています。昭和 63 年
7 (1988) にその地層からゾウやシカなどの動物の足跡化石^こが発見され、日本の足跡化石研
8 究発祥の地とされています。

9 市の西側の石部地区には、中生代のチャートや石灰岩（大理石）が分布し、鉄や銅および
10 マンガンなどの鋳石を産出しています。石灰岩は江戸時代から肥料や塗料に利用され、昭和
11 30 年代まで採掘されていました。



29 図6 本市の地質図

30 出典：近畿地方土木地質図1（近畿地方土木地質図編纂委員会 平成15年3月）をトレースして作成

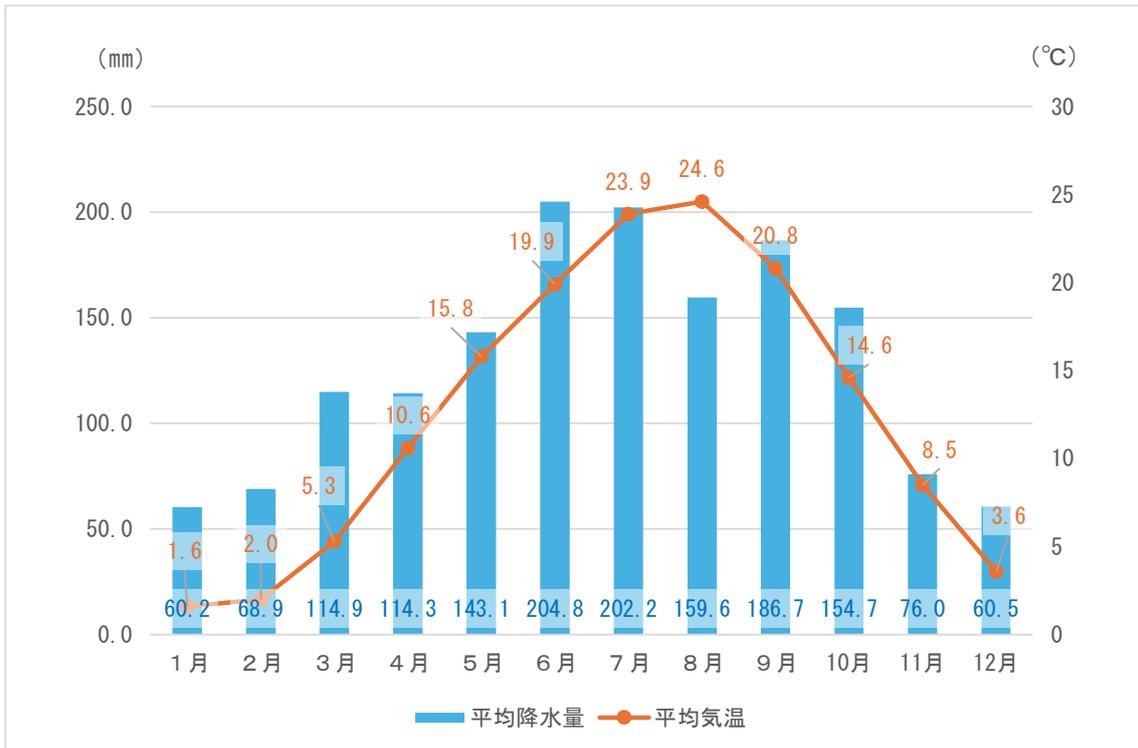
¹ 古琵琶湖層：約 400 万年前から 43 万年前までの間、現在の琵琶湖の元となった湖や湿地（古琵琶湖）へ流れ込んだ土砂が堆積した地層のこと。琵琶湖周辺から三重県伊賀市付近まで広がっています。

² ゾウやシカなどの動物の足跡化石：平成4年（1992）に野洲川で発見された足跡化石。「野洲川河原の足跡化石出土品」として市指定文化財（天然記念物）に指定されています。

1 (3) 気候

2 本市は太平洋型気候に属し、周囲の山々によって季節風が遮られることから年間平均気
3 温は12.6℃、年間降水量は1,534.6mmを測る比較的温暖で降水量の多い地域です。

4 近年、全国各地で豪雨災害が多発しています。本市では、人命被害はなかったものの、令
5 和3年(2021)8月に発生した豪雨災害において床上浸水や河川氾濫^{ほんらん}などが発生しています。



23 図7 本市の年間平均降水量と年間平均気温

24 出典：気象庁過去データ（1991～2020）（観測点：信楽）

1 (4) 自然災害

2 ①風水害

3 本市では、山系を流れる河川が花崗岩^{かこうがん}を削り、下流にて天井川を形成しています。天井川
4 は普段は水が流れない水無川^{みずなしがわ}が多い一方、川の断面積が小さいため少雨であってもあふれ、
5 下流域^{じんだい}に甚大な被害をもたらします。

6 近年、異常気象による風水害被害が全国で報告されており、本市では令和3年(2021)8
7 月の大雨による出水被害がありました。過去には宝暦9年(1759)10月に当時の三雲村
8 妙感寺^{みょうかんじ}で発生した大規模な土石流災害が「妙感寺流れ」として伝わっており、妙感寺には当
9 時の供養塔^{くようとう}が今も伝わっています。本市では、妙感寺流れが発生した10月9日を湖南市防
10 災の日として条例で定めており、市民に対し災害の歴史を継承し、防災意識を高めることと
11 しています。

13 ②地震

14 滋賀県内には琵琶湖西岸断層帯^{びわこせいがんだんそうたい}や鈴鹿西縁断層帯^{すずかせいえんだんそうたい}など多くの活断層が確認されています。
15 本市周辺では信楽断層や大鳥居断層などが活断層であると推定されているほか、大小様々
16 な数多くの断層が確認されています。

17 本市において発生することが想定される大規模な地震災害のうち、被害が最も大きく、発
18 生確率が高いものは南海トラフ巨大地震で、本市域での想定震度も6強となっています。

19
20 表4 過去の災害一覧

発生年	内容	備考
寛文6年(1666)	火災、石部宿中残らず焼失	石部
元禄5年(1692)	火災、116軒焼失	石部
宝暦5年(1755)	火災、31軒焼失	石部
宝暦6年(1756)	山崩れ	東寺
宝暦9年(1759)	山崩れ、「妙感寺流れ」	三雲
明和2年(1765)	洪水	東寺
明和4年(1767)	大雨、田畑被害	
享和2年(1802)	洪水、落合川急出水、石部宿内流家あり	石部
文政2年(1819)	地震、小島本陣被災	
嘉永元年(1848)	水害、宮川・落合川破堤	
嘉永7年(1854)	安政伊賀地震	
昭和28年(1953)	山津波、岩根小学校被災	岩根
平成25年(2013)	台風18号による野洲川流域での大規模な浸水被害、国宝常楽寺本堂避雷針破損、龍王山・霧降滝流出 ほか	市内全域
平成30年(2018)	台風12号による国宝常楽寺三重塔破損	西寺
令和3年(2021)	記録的大雨による出水被害	市内全域

1 (5) 動植物

2 山地に囲まれた本市は、市面積 70.4 km²のうち森林面積は 36.45 km²あり、市面積の 52%が
3 森林区域となっています。

4 森林面積のすべてが民有林で、人工林率は 45%です。
5 人工林のほとんどはスギ・ヒノキで、天然林はアカマツ
6 が比較的多く、また森林面積の 78%が保安林に指定され
7 ています。

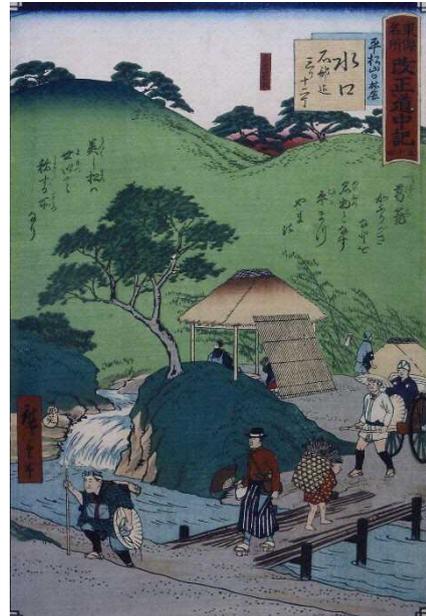
8 山の麓にある里山では、木が病気や虫により枯れてし
9 まう「マツ枯れ」や「ナラ枯れ」が起きています。その
10 ため、地面をしっかり支える力が弱くなっています。ま
11 た、イノシシやシカなどの動物による被害も出ていま
12 す。

13 本市の植生の内、本市らしさを構成する文化財に国指
14 定天然記念物の平松のウツクシマツ自生地があります。
15 この自生地は江戸時代の浮世絵などにも描かれ古くか
16 ら全国的にも知られた場所です。本市では令和 3 年
17 (2021) 10 月に『国指定天然記念物平松のウツクシマツ
18 自生地保存活用計画』を策定し、ウツクシマツ自生地の
19 保全管理を進めています。

20 本市では、阿星山^{あほしやま}や岩根山^{いわねやま}などの山系から市街地周辺の水田・里山、野洲川^{やすがわ}までに多様な
21 自然環境が見られ、山間地にはハチクマやオオタカ、里山にはスズメやノウサギ、河川には
22 コイやフナ、アユなどが生息しています。

23 しかし、平松のウツクシマツ自生地ではシカやノウサギによるとみられるウツクシマツの
24 食害が発生しており、ウツクシマツが自然に育つことが難しい状況となっています。

25
26



東海名所改正道中記 平松山の麓
水口 石部迄三十二丁
(湖南市所蔵)

2. 社会的状況

(1) 市の沿革

明治5年(1872)の大区小区制施行や同11年(1878)の郡区町村編制法制定、同21年(1888)の市制・町村制公布により、明治22年(1889)に石部村・三雲村・岩根村が成立し、甲賀郡第二区より下田村が独立しています。さらに明治36年(1903)には石部村が石部町になりました。

昭和30年(1955)には、三雲村と岩根村が合併して甲西町となり、さらに昭和33年(1958)に下田村が甲西町と合併しました。そして平成16年(2004)10月1日、石部町と甲西町が合併し現在の湖南省が発足しました。

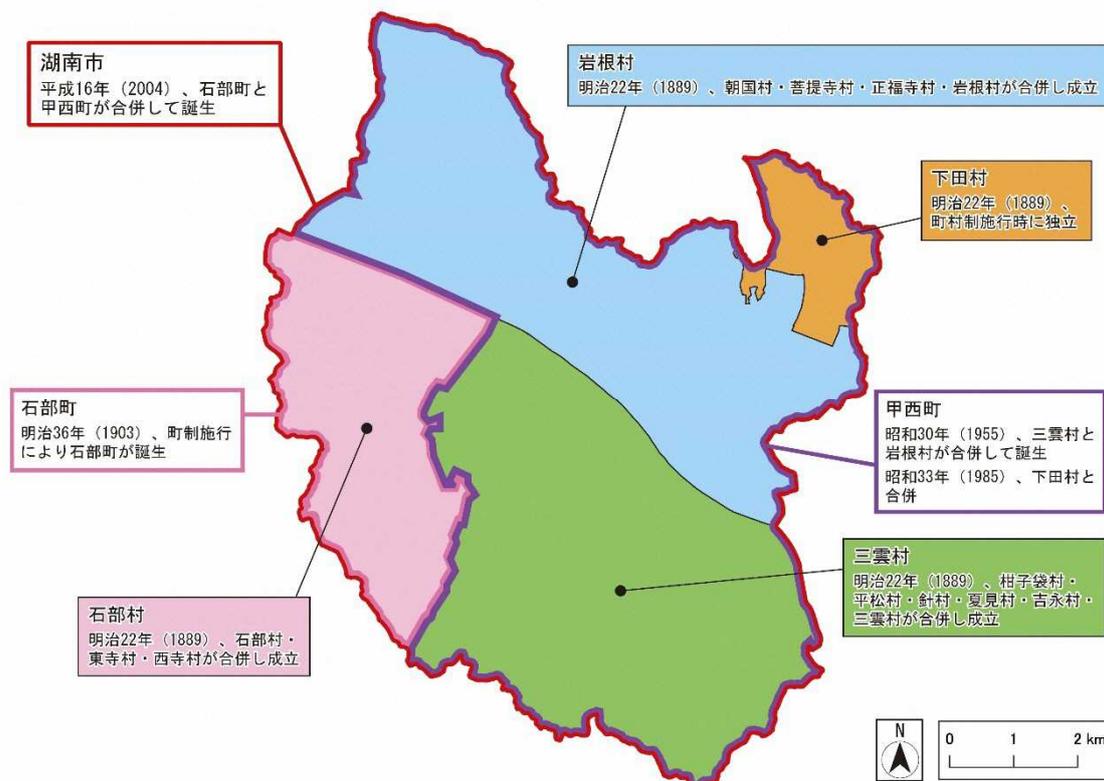


図9 本市の変遷

1 (2) 地域区分

2 本市は、旧町村の範囲を中心とした石部
 3 地域、石部南地域、三雲地域、菩提寺地域、
 4 岩根地域、水戸地域、下田地域の7つの地域
 5 に区分され、それぞれの地域に地域まちづ
 6 くり協議会を設置しています。このまちづ
 7 くり協議会は地域課題の解決やまちづくり
 8 に向けた取組を進める組織であり、本計画
 9 で示す文化財の保存・活用に向けた取組の
 10 重要な活動・支援組織といえます。

11 『湖南省都市計画マスタープラン』にて
 12 地域別まちづくり構想を掲げており、地域
 13 が一体となって身近なまちづくり活動に取
 14 り組むための基礎的な指針として、また、
 15 まちづくり協議会などの事業計画のたたき
 16 台として活用されることを想定していま
 17 す。



18 図10 本市の地域区分図

19 表5 本市の地域とまちづくりのテーマ一覧

No.	地域	区名	まちづくりのテーマ
1	石部地域	石部東、石部中央、石部西、岡出（4区）	歴史・自然・文化が織りなす あったかふるさと 石部
2	石部南地域	宮の森、宝来坂、石部南、東寺、西寺・丸山（5区）	豊かな自然と伝統のところが息づくふるさとづくり
3	三雲地域	三雲、妙感寺、吉永、夏見、針、ルモン甲西、中央、平松、柑子袋（9区）	自然と歴史・文化をつなぐ やすらぎのあるまち 三雲
4	菩提寺地域	北山台、菩提寺、みどりの村、三上台、イワタニランド、近江台、ハイウェイサイドタウン（7区）	子どもたちが愛し誇れる文化の香りあふれるまち 菩提寺
5	岩根地域	朝国、岩根東口、岩根東、岩根西、岩根花園、正福寺（6区）	子どもも高齢者も仲良く笑顔で暮らせる人情あふれる やすらぎのまちづくり
6	水戸地域	湖南工業団地北、湖南工業団地中、湖南工業団地南（3区）	コミュニケーションで安心・安全、住みよいふるさと 水戸づくり
7	下田地域	下田東、下田西、下田南、下田北、中山、緑ヶ丘、大谷、桐松、堂の城（9区）	みんなで活かそう美しいまち、好きです 下田！

1 (3) 人口動態

2 本市の令和8年(2026)8月現在の人口は○人です。年齢別の人口をみると、14歳以下
 3 および15~64歳の人口の割合が年々減少傾向にあり、一方で65歳以上の人口の割合は増
 4 加傾向にあります。

5 国立社会保障・人口問題研究所による推計結果では今後も人口減少が続き、令和32年
 6 (2050)には43,633人程度になると予測されています。

7 一方、外国人市民の人口は令和4年(2022)12月現在で3,508人を数え、増加傾向にあり
 8 ます。特に水戸地域が最も多く、人口の2割程度を占めています。

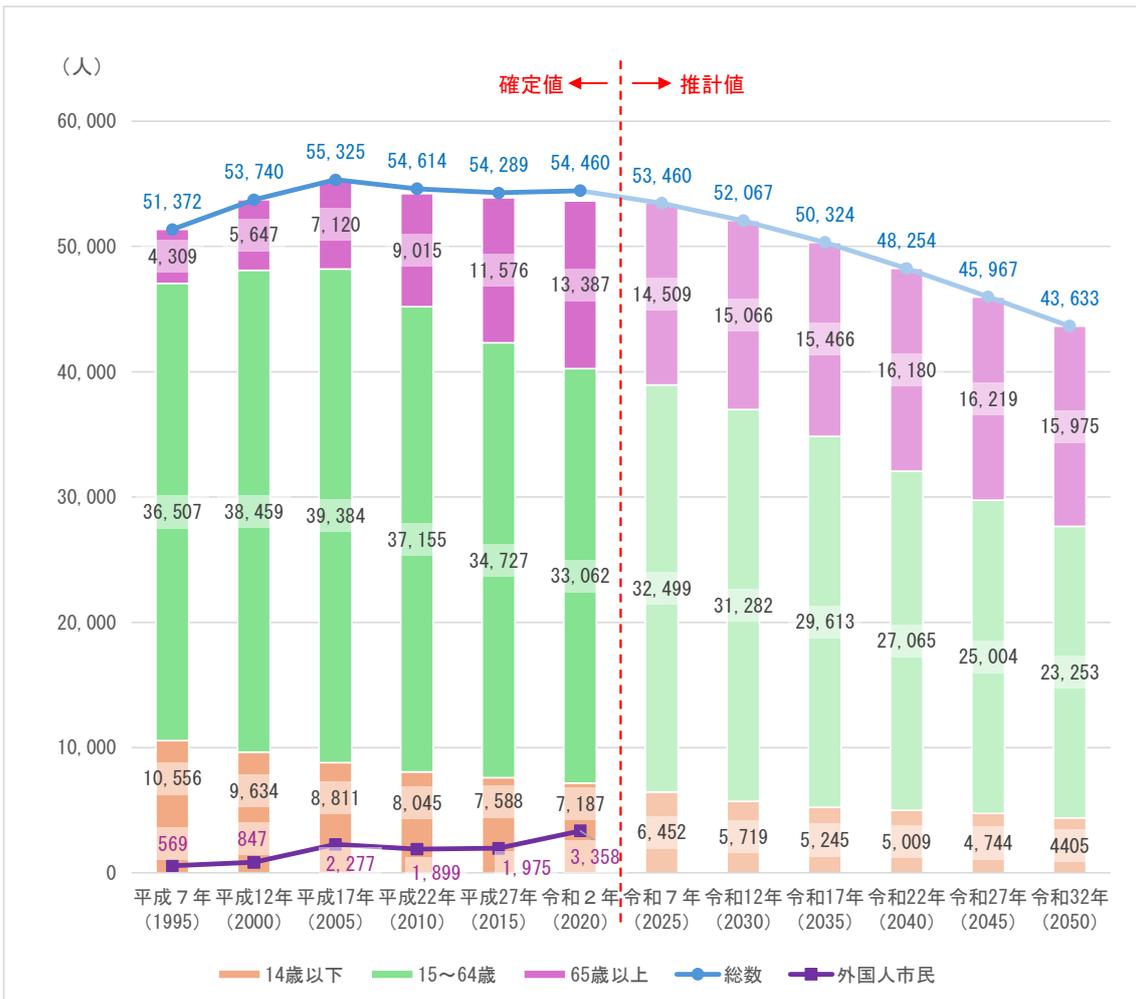


図11 本市の人口推移

出典：国勢調査(1995~2020)、日本の地域別将来推計人口(令和2(2020)年推計)
 ※外国人市民の推計値はないため、国勢調査(1995~2020)より確定値のみ記載

1 (4) 交通

2 本市は古代より西国、京・伊勢・東海・東国を結ぶ交通の要衝地でした。天智天皇6年(667)
3 には古代東海道が通り、一時その役目を終えることとなりますが、延暦3年(784)以降再
4 び東海道が通過するようになりました。江戸時代には石部宿¹や三雲・夏見の一里塚²が整備
5 され、石部宿は東海道五十三次の51番目の宿駅地としてにぎわいました。

6 現在は、名神高速道路や国道1号、JR草津線が整備されています。市内にはJR草津線の
7 駅が石部駅と甲西駅、三雲駅と3駅あり、各駅から市営のコミュニティバス「めぐるくん」
8 で各地域への移動が可能です。名神高速道路の菩提寺パーキングエリアには高速バスの停
9 留所が設置されており、京都-名古屋間を運行する高速バスの一部が停車することから、京
10 都方面や名古屋方面の移動の利便性が高まっています。

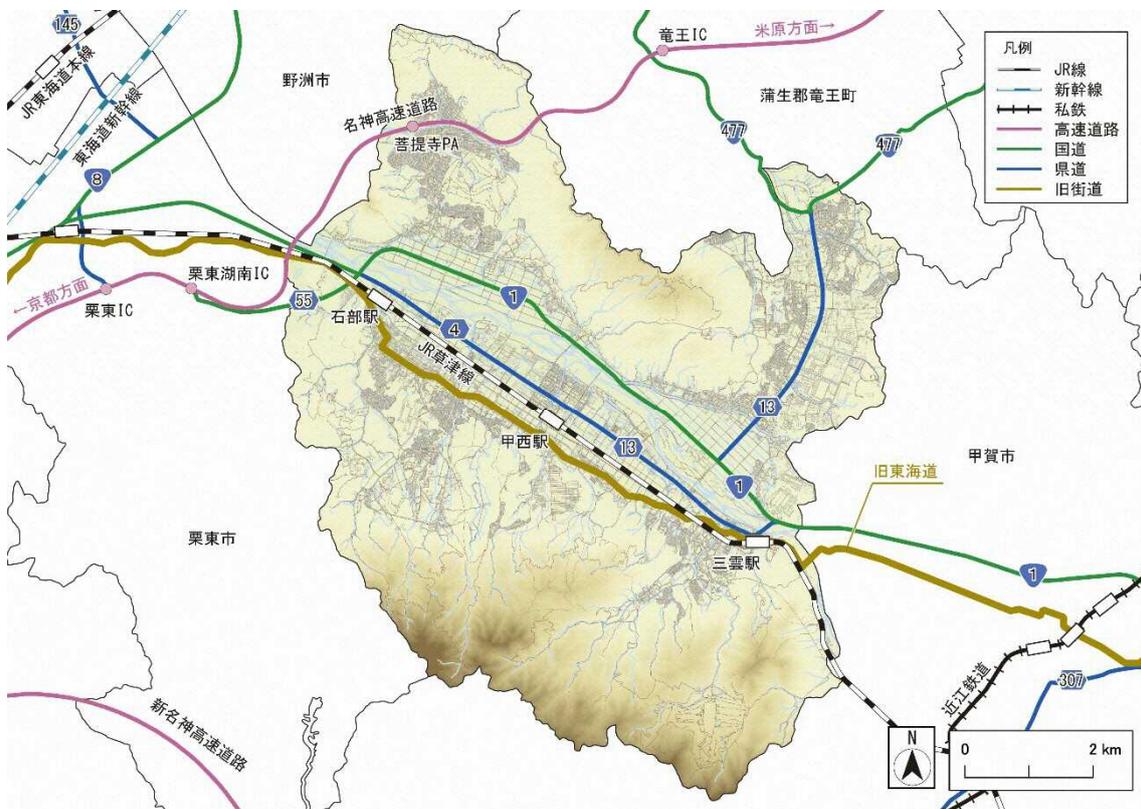


図12 本市の主要交通網図

¹ 石部宿：東海道五十三次の51番目の宿場町。「京立ち石部泊まり」という言葉が残されるように、京都を出発した旅人が最初に宿泊する土地でもありました。
² 一里塚：徳川幕府が旅人への便宜のために整備したもの。一里(約4km)ごとに築かれ、塚上に榎や松などを植えました。

1 (5) 産業

2 本市の産業別就業人口の割合は、令和2年(2020)時点で第1次産業が1.4%と非常に低
3 く、第2次産業が43.3%、第3次産業が55.4%となっています。

4 本市は水と緑に囲まれた自然環境豊かな地域で、古くから街道を中心とした産業や文化
5 が栄えてきました。昭和40年(1965)の名神高速道路の開通に伴い、有利な立地条件を利用
6 して県内最大の湖南工業団地が造成され、ものづくり産業が集積されていきました。その
7 ため、第2次産業の中でも特に製造業の従事者が多く、出荷額では輸送用機械器具製造業が
8 最も多くなっています。

9 製造業以外に農業や商業も本市の経済を支えています。農業では下田なす¹、弥平とうが
10 らし²、朝国しょうが³、サトイモ、東寺献上ごぼう⁴が伝統野菜として作られてきました。
11 現在、これらの野菜を後世に継承するため、各地域でプ
12 ロジェクトが行われています。

13 一方、本市の過去の産業には江戸時代から始まった産
14 業として下田焼⁵と本藍染⁶があります。下田焼は幕末か
15 ら明治前期にかけて登り窯3基、窯元十数戸が操業して
16 いましたが、信楽焼に押され衰退し、現在は窯元1軒が
17 操業されています。本藍染は江戸時代中期に京都より伝
18 わり、近年まで一軒の工房で伝統技術が守られ続けてい
19 ましたが、令和7年(2025)3月に廃業されました。



本藍染

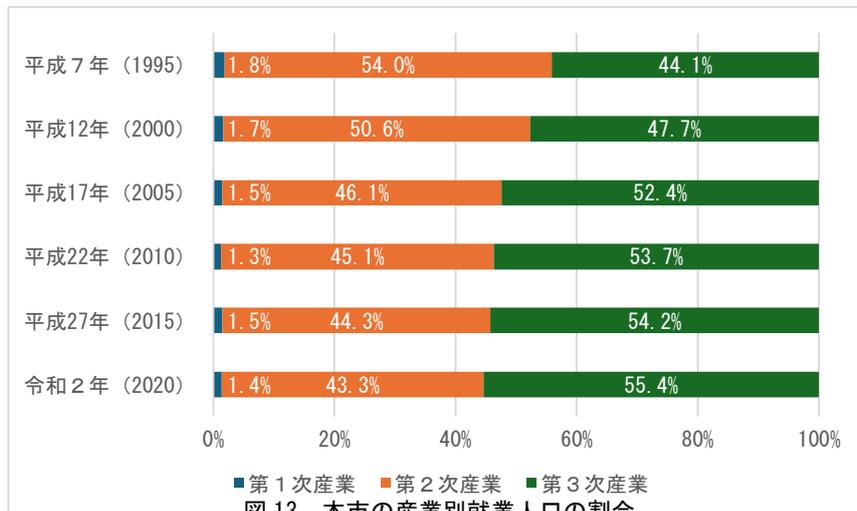


図13 本市の産業別就業人口の割合

出典：『湖南市統計資料』(2023年)

¹ 下田なす：下田地域で明治以前から栽培される伝統野菜。長さ6～10cmと小ぶりで水分が多いことが特徴です。

² 弥平とうがらし：下田地域で約100年前から栽培される伝統野菜。鷹の爪の2倍の辛さがあります。

³ 朝国しょうが：江戸時代から昭和中期まで朝国地域で栽培されていた伝統野菜。小しょうがといわれる品種で辛みが強いことが特徴です。

⁴ 東寺献上ごぼう：東寺地域の砂質土壌で採れたまっすぐに太く伸びたゴボウのこと。昭和天皇即位の御大典(昭和3年)に献上されたことからその名が付けました。

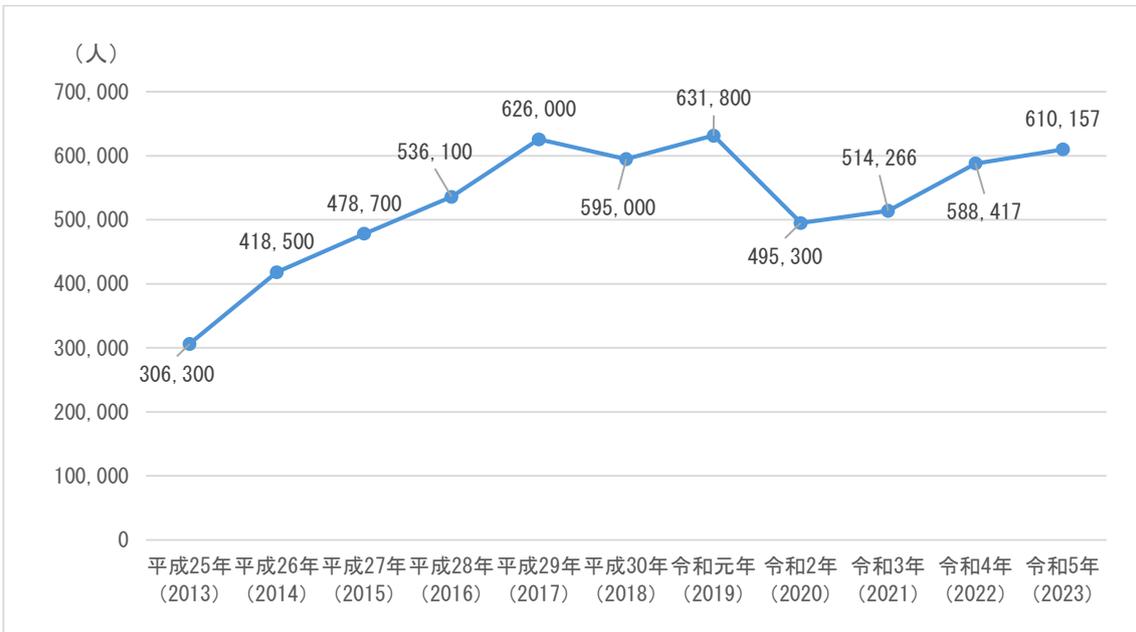
⁵ 下田焼：下田地区で寛延3年(1750)頃に生まれたとされる陶器。素朴な柄と呉須の深い藍色が特徴です。

⁶ 本藍染：藍を用いた伝統的な染色技術のひとつ。

1 (6) 観光

2 本市には国宝の建造物や重要文化財の仏像などを保存・継承している常楽寺や長壽寺、
3 善水寺などの古刹をはじめとして、浮世絵などに描かれ旅人も関心を持った国指定天然記
4 念物の平松のウツクシマツ自生地や江戸時代の町並み景観がたどれる石部宿など、多くの
5 歴史や自然に関する文化財があります。また、「花の寺と磨崖仏めぐり」や「湖南三山紅葉
6 めぐり」といったイベントなどもあり、多彩な観光資源に恵まれています。

7 令和2年(2020)は新型コロナウイルスの影響を受け観光入込客数が減少しましたが、
8 徐々に回復し、令和元年(2019)の水準に戻りつつあります。しかし、本市の観光入込客数
9 は600,000人程度で滋賀県内の市町の中でも観光客が少ない傾向にあります。観光入込客
10 数を増加させるため、本市にある多彩な観光資源を活かした取組を推進することが求めら
11 れています。



12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
図14 本市の観光入込客数

出典：滋賀県観光入込客統計調査（平成25年～令和5年）

1 (7) 文化財関連施設

2 本市の文化財関連施設には、「^{いしべしゆく}湖南省立東海道石部宿歴史民俗資料館」(以下、「歴史民俗

3 資料館」という。)および「^{ぼだいじ}菩提寺歴史文化資料室」があります。

4 歴史民俗資料館では東海道五十三次図をはじめ、大名

5 の^{あじろかご}網代駕籠^{せきふだ}や^{やどちよう}関札^{ごじゆうさんつき}、宿帳^{こじまほんじん}など宿場町の歴史資料を展

6 示しています。また、絵図などを手がかりに 20 分の 1

7 で復元した^{こじまほんじん}小島本陣^{いしべしゆく}の模型も展示しています。

8 歴史民俗資料館の敷地内には「石部宿場の里」があり、



石部宿場の里

9 ここでは再現建築物や資料を用いて石部宿を紹介して

10 います。また、明治時代に^{せいがく}性学^{いしべむら}という思想が石部村に入

11 ってきますが、その修業の場として石部村の人々によっ

12 て設立された^{はっこききょうかいじよ}八石教会所の再現建築物もあります。

13 「^{ぼだいじ}菩提寺歴史文化資料室」は、平成 27 年(2015)4月に^{ぼだいじ}菩提寺まちづくりセンターの開

14 館と同時にセンターの中に置かれた資料室です。古墳時代から近世までのそれぞれの時代

15 における歴史や当時の人々の暮らしぶりなどが伝わる

16 よう展示されています。菩提寺地域の小学校は授業の一

17 環でこの資料室へ地域の歴史を勉強するために見学に

18 訪れています。

19 そのほか、^{いしべ}石部地域には往時の^{でんがくちやや}田楽茶屋を再現した



石部宿田楽茶屋

20 「石部宿^{いしべしゆく}田楽茶屋」があり、郷土食のいもつぶし^{いもつぶし}など

21 の軽食を提供しています。ほかにも「^{いしべしゆく}こころの街角サロ

22 ン^{いしべしゆく}いしべ宿^{いしべしゆく}駅」があり、休憩や会合の場を提供していま

23 す。

24

¹ 網代駕籠：大名などが乗る移動用の駕籠。

² 関札：宿泊者の氏名を記して宿の玄関などに掲げられる木札。

³ 宿帳：本陣に宿泊する者の氏名などを記した記録帳。小島本陣の宿帳には江戸幕府将軍(14代目家茂、15代目慶喜)などの氏名が残されています。

⁴ 本陣：参勤交代の大名をはじめ、宮門跡・公卿・幕府役人などが休泊した施設。

⁵ 性学：幕末期の農民指導者・大原幽学が説いた思想。神・儒・仏の融合を基本とし、幽学自身の思想を交えて体系化され、礼のわきまえや家族主義道徳の尊重を特徴とします。

⁶ いもつぶし：米と里芋を混ぜて作った石部地域の郷土料理(P37参照)。

3. 歴史的環境

(1) 有史以前

本市の有史以前の人々の活動は現時点では不明です。

なお、野洲川河床の古琵琶湖層より、昭和63年(1988)に長鼻類(ゾウ)と偶蹄類(シカ)の足跡化石と埋没樹痕が大量に発見され発掘調査が行われました。その結果、足跡が残されたこの場所は古琵琶湖周辺の湿地に近い地形であったことが分かっています。



野洲川河床で発見された
ゾウの足跡化石

(2) 原始

本市の人々の活動の歴史は、縄文時代から始まっていると考えられます。しかし、縄文時代の遺跡には井戸遺跡(三雲地域)が、また弥生時代の遺跡には尊光寺遺跡(三雲地域)がありますが、当時の人々の具体的な生活像は必ずしも明確になっていません。

本市での人の営みが明確になってくるのは古墳時代からです。古墳時代の本市は、野洲川の中流に広がる沖積平野で農耕生活が定着し、土地占有を巡る争いが行われる中で有力な指導者が誕生したと考えられます。古墳時代中期の5世紀前半には宮の森古墳(石部地域)が築造され、同墳を中心に政治的なまとまりが形成されたと考えられています。

古墳時代後半に入ると、市内に群集墳と呼ばれる古墳が多く築かれるようになります。群集墳には六反古墳群(石部南地域)・柿ヶ沢古墳(石部地域)・狐栗古墳群(三雲地域)などがあり、これらの古墳群からは鉄斧や槍状鉄器、鉄鏃、鉄釘、銀製空玉¹や青銅芯金環²などの遺物が出土したことから、この地域には大きな力を持つ集団がいたことが推察されます。



六反古墳群出土遺物

(3) 古代

本市は『大宝律令』(大宝元年(701)制定)により設置された甲賀郡に属し、老上・夏見・山直・蔵部の4郷のうち、老上郷および夏見郷に属していたと考えられています。

天平5年(733)、金勝山(栗東市)に聖武天皇勅願寺の金勝寺が創建され、以後金勝寺が琵琶湖南部の仏教中心地となると、金勝山の背後に位置する本市でも和銅寺(岩根地域)や常楽寺(石部南地域)、長壽寺(石部南地域)が創建されました。このうち和銅寺は延暦9年(790)に伝教大師が善水寺(岩根地域)として中興したと伝わります。これら3寺は現在湖南三山として本市



長壽寺本堂

¹ 銀製空玉：筒状にくり抜いた球状の装飾品。

² 青銅芯金環：環状の金属製の装飾品。

1 の重要な観光資源となっているほか、今日まで 1,200 年以上法灯^{ほうとう}が守られ続けている県内
2 有数の古刹として重要です。
3 『正倉院文書』によると、天平宝字 5～6 年（761～762）に保良宮^{ほらのみや}¹の近くに石山院^{せきざんいん}（現
4 在の石山寺、大津市）が造営された際、その造営に必要な木材を三雲川津^{みくもかわづ}²に集積し、野洲
5 川から運んだとあります。このことから、野洲川は古代から重要な内陸水運路であったこと
6 が分かります。
7 天智天皇 6 年（667）には古代東海道が通過するようになりました。石部駅家^{いしべうまや}³は、京から
8 伊勢への宿場として利用され、長治 2 年（1105）には源雅実^{みなもとのまさざね}⁴が宿泊したという記録があ
9 ります。

10

11 (4) 中世

12 平安時代、本市域は檜物荘^{ひものしょう}と呼ばれる藤原氏の寄進系荘園となり、さらに平安時代中期
13 には高陽院^{かやのいん}に属し、保元元年（1156）に起きた保元の乱^{ほうげん}以後は近衛家領^{このえけりょう}となりました。近衛
14 家はその一部を少菩提寺^{しょうぼだいじ}や常楽寺^{じょうらくじ}、長壽寺^{ちやうじゆじ}、善水寺^{ぜんすいじ}などの寺院に寄進し、鎌倉・室町時代
15 を通じて同荘を治めました。

16 鎌倉時代に武家政権が成立すると、佐々木氏が守護となり近江国^{おうみこく}を統治しました。その後
17 佐々木氏は京極^{きやうごく}・六角^{ろっかく}・大原^{おおはら}・高島^{たかしま}の 4 家に分かれ、そのうち本市域は六角氏が治めまし
18 た。

19 室町時代に 6 代将軍の足利義尚^{あしかがよしひさ}が六角征伐^{ろっかくせいばつ}を行いました。甲賀武士^{こうかぶし}の活躍により失敗
20 に終わりました。なお、六角征伐で活躍した甲賀武士たちは、相互の結束と安全のため地
21 侍^{ぢざむらい}たちの連合である甲賀郡中惣^{ぐんちゆうそう}を形成し、市内では夏
22 見^{なつみ}や柑子袋^{こうじぶくろ}、岩根^{いわね}で地侍^{ぢざむらい}を中心とした惣^{そう}が組織されま
23 した。これらの惣は、野洲川^{やすがわ}・杣川^{そまがわ}の水利や山林問題、
24 安全・経済的利害にともなう案件を調停する自治組織と
25 して機能しました。市内には、惣を組織・運営した地侍
26 の活動拠点となった三雲城跡^{みくもじやうあと}（三雲地域）、丸岡城遺跡^{まるおかじやう}
27 （三雲地域）、針氏城遺跡^{はりしじやう}（三雲地域）、夏見城遺跡^{なつみじやう}（三
28 雲地域）などの遺跡があります。



三雲城跡

29

30 (5) 近世

31 本市域を含む琵琶湖東部を治めた六角氏は、足利義昭^{あしかがよしあき}を擁して上洛する織田信長と争い
32 ましたが、天正 2 年（1574）に六角氏が信楽^{ろっかく}に逃避し、六角氏による近江国^{おうみこく}の支配は終わり

¹ 保良宮：奈良時代に淳仁天皇が営んだ都。未完のまま廃止されました。

² 三雲川津：三雲地域にあったとされる野洲川の港。

³ 石部駅家：駅家は古代日本の五畿七道の駅路沿いに整備された施設。石部駅家について詳細は不明ですが、伊勢勅使が宿泊する施設があったと考えられます。

⁴ 源雅実：源氏で初めて太政大臣となった人物。伊勢勅使として京都から訪れたとされます。

⁵ 少菩提寺：天平 3 年（731）に開基されたと伝わる寺院。古くは 30 以上の建物のある大伽藍でしたが、元亀年間に戦火に巻き込まれ廃寺になったと伝わります。現地には多宝塔や石仏が残されています。

1 ました。
2 信長の死後、本市域は豊臣秀吉により旧石部町域を徳
3 川家康、旧甲西町域を浅野長政が治めました。関ヶ原の
4 戦い後、本市域の大部分は天領もしくは徳川譜代大名
5 領地となりました。

6 旧石部町域は、石部村が幕府領、東寺村および西寺村
7 が膳所藩領となり、後に東寺村と西寺村は幕府直轄領と
8 なっています。また柑子袋の上葦穂神社境内には、柑子
9 袋が東淀領であったことを示す領示石が残っており、当時の土地支配の様相が分かります。

10 慶長6年(1601)、徳川家康の五街道整備によって、古代から交通の要衝地であった本市
11 域には石部宿が整備され、宿内に小島本陣や三大寺本陣、人馬継立所²などが置かれました。

12 天保14年(1843)の『宿村大概帳』によれば、石部宿内には本陣2軒、旅籠³32軒を
13 含む458軒が建ち並び、宿の中央には問屋場⁴と高札場⁵がありました。

14 石部宿は京都からの一泊目の宿場町であり、多くの
15 文人墨客が立ち寄りしました。松尾芭蕉の『野ざらし紀
16 行』や『桂川連理 柵』、『丹波与作待夜の小室節』など
17 の文芸作品に登場し、広く世に知られることになりました。
18 芭蕉を敬慕する「石部躑躅社中⁶」の活動も市内に確
19 認でき、俳諧が盛行していたことが分かります。

20 江戸時代後期、石部宿の経済力を背景に新田開発が
21 行われ、石灰製造や石部焼⁷の陶器の製造も始まりまし
22 た。

23 天保13年(1842)には三上騒動(天保一揆)⁸と呼ば
24 れる一揆が起こり、本市域の住民が一揆を援助していま
25 す。市内には一揆で人々の代わりに犠牲となった者たち
26 を顕彰する碑が残っています。

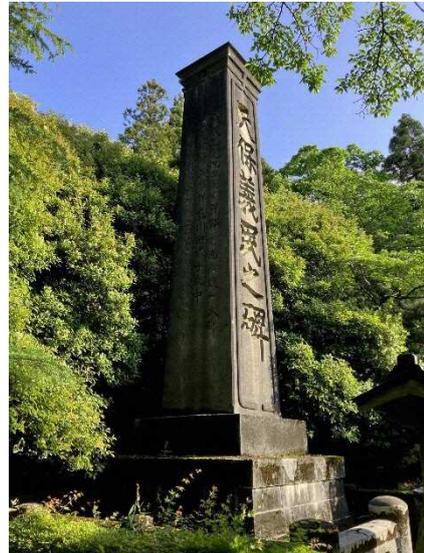
27

28 (6) 近・現代

29 明治維新によって西洋文明の取り込み気運が全国的に高まると、県内でも様々な取組が行
30 われました。本市に関係するものとして、石部村出身の藤谷九郎次が興した『琵琶湖新聞』



上葦穂神社境内の領示石



天保義民之碑

¹ 五街道：東海道、中山道、甲州街道、日光街道、奥州街道の5つの陸上交通路。慶長6年(1601)に徳川家康によって整備が進められました。

² 人馬継立所：通行に伴う人馬を交代する場所。

³ 旅籠：旅人が宿泊する施設。

⁴ 問屋場：宿場町の役人が常駐し事務を行う場所。

⁵ 高札場：高札とは領主の触書などを板書したもので、高札場はこれを掲示した場所。

⁶ 石部躑躅社中：石部在住の俳人・文人の同好会で、真明寺の芭蕉句碑(P31参照)を建立しました。

⁷ 石部焼：十禅寺(現在の石部中央二丁目付近)で生まれたとされる陶器。

⁸ 三上騒動(天保一揆)：幕府の役人による苛烈な検地に対し農民らが起こした一揆。役人の厳しい取り調べで多数の犠牲を出しても正しさを訴え闘い続け、検地十萬日延期の証文を勝ち取りました。

1 があります。彼は^{おおつせんとう}大津船頭町（現^{おおつし}大津市）に琵琶湖新聞会社を設立し、明治6年（1873）に
2 『琵琶湖新聞』を県下2番目の新聞として創刊しました。

3 また、京都・滋賀・三重の各府県の有志により^{かんぜい}関西鉄
4 道会社が創設され、明治22年（1889）に^{くさつ}草津－^{みくも}三雲間
5 の運行が開始されました。その際、その中間駅として
6 ^{いしべ}石部駅が、終着駅として三雲駅が設けられました。その
7 後、関西鉄道は米・石灰・肥料・食塩などの物資の輸送
8 手段として利用され、地元産業の発展に大きく貢献しま
9 した。なお、明治39年（1906）に国有鉄道法が公布さ
10 れると関西鉄道会社は買収され国鉄草津線となりました。
11 た。



国分橋梁に残る関西鉄道社章

12 太平洋戦争終了後、本市では農業復興とともに国鉄^{くさつ}草津線の電化や国道1号の開通など
13 地域経済基盤整備に取り組みました。さらに教育環境の整備や^{いしべちやうりつ}石部町立歴史民俗資料館（現
14 歴史民俗資料館）の建設など、地域の歴史や文化の保存・普及に努めました。

15 平成16年（2004）に行政サービスの効率化と地域の一体化を目指し、^{いしべちやう}旧石部町と^{こうせいちやう}旧甲西町
16 が合併し湖南市となりました。

第2章. 湖南省の文化財の概要

1. 指定等文化財の概要

(1) 指定等文化財

本市には文化財保護法などに基づく指定等文化財が令和8年(2026)8月1日現在で合計118件あります。その内訳は国指定等41件、県指定11件、市指定66件です。

類型・種別では、有形文化財が建造物22件、美術工芸品89件(絵画15件、彫刻51件、工芸品15件、書跡・典籍6件、古文書1件、歴史資料1件)であり、無形文化財が1件、記念物が遺跡2件、動物、植物、地質鉱物4件です。民俗文化財、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術の指定等はありません。

本市の指定等文化財は、社寺建造物、仏像彫刻が全体の半数を占めています。本市には湖南三山と呼ばれる常楽寺、長壽寺、善水寺をはじめとした多くの社寺が所在しており、市内の信仰に関する文化の豊かさを示しています。

なお、地域別では、岩根地域が35件と最も多く、次いで三雲地域が32件、石部南地域が29件です。湖南三山と呼ばれる寺院や東海道などの街道が所在する地域に指定等文化財が多く所在しているといえます。

表6 指定等文化財の件数内訳(令和8年(2026)8月1日現在)

類型・種別		国指定・選定	国選択	県指定	市指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	8	-	0	13	1	22	
	美術工芸品	絵画	2	-	4	9	0	15
		彫刻	24	-	3	24	0	51
		工芸品	3	-	2	10	0	15
		書跡・典籍	1	-	0	5	0	6
		古文書	0	-	0	1	0	1
		考古資料	0	-	0	0	0	0
歴史資料	0	-	1	0	0	1		
無形文化財		0	0	0	1	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	
記念物	遺跡	1	-	1	0	0	2	
	名勝地	0	-	0	0	0	0	
	動物、植物、地質鉱物	1	-	0	3	0	4	
文化的景観		0	-	-	-	-	0	
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	0	
合計		40	0	11	66	1	118	

※「-」は法および条例上、指定等の制度がないものです。

表7 地域ごとの指定等文化財の件数内訳（令和8年（2026）8月1日現在）

類型・種別	地域								市外	合計	
	石部	石部南	三雲	菩提寺	岩根	水戸	下田				
有形文化財	建造物	1	6	6	2	7	0	0	0	22	
	美術工芸品	絵画	2	7	2	1	3	0	0	0	15
		彫刻	1	8	15	3	23	0	0	1	51
		工芸品	5	5	2	0	1	0	2	0	15
		書跡・典籍	1	1	1	1	1	0	1	0	6
		古文書	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		考古資料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		歴史資料	0	1	0	0	0	0	0	0	1
無形文化財	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
記念物	遺跡	0	0	1	1	0	0	0	0	2	
	名勝地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	動物、植物、地質鉱物	0	0	4	0	0	0	0	0	4	
文化的景観	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
伝統的建造物群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	10	28	32	8	35	0	4	1	118		

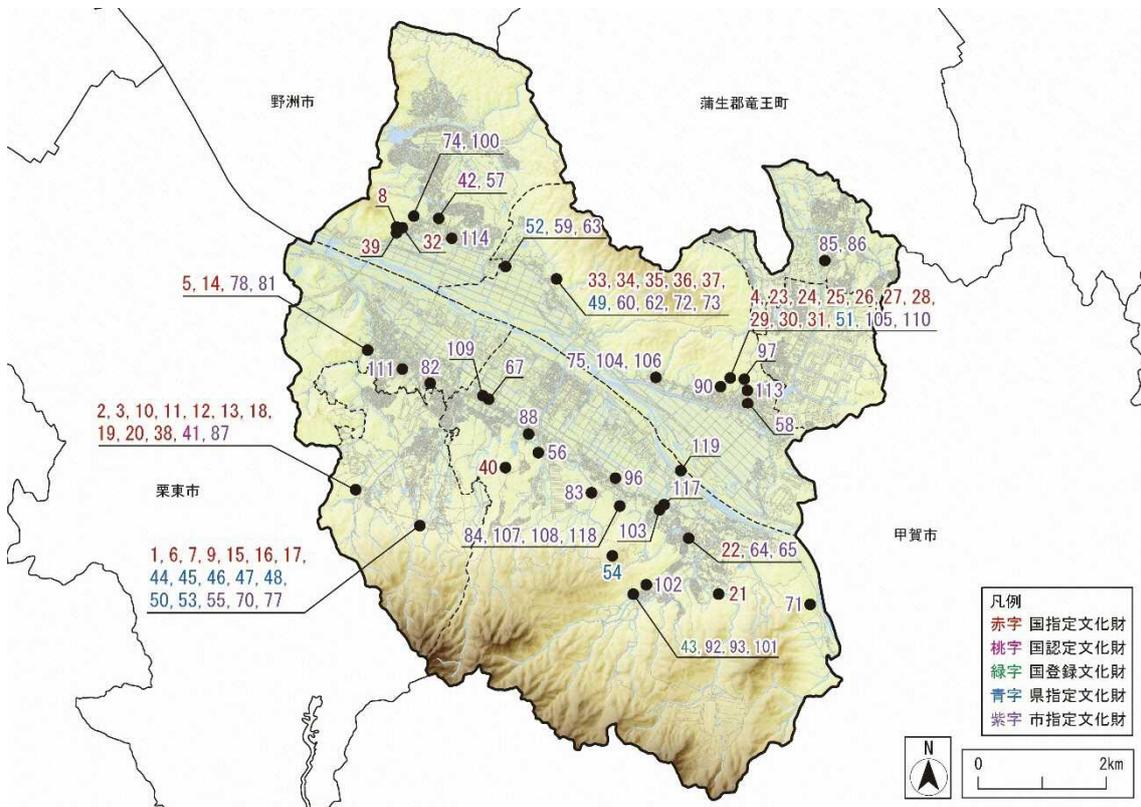


図15 指定等文化財分布図

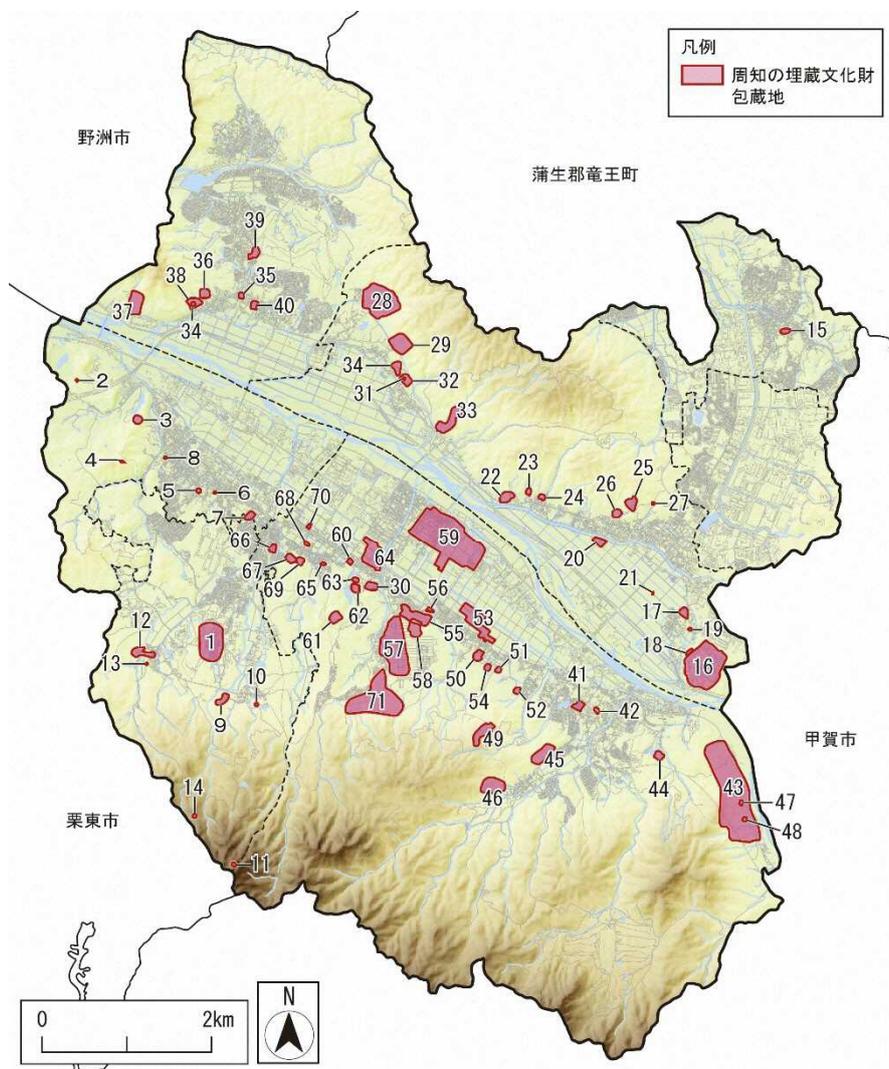
※番号に対応した指定等文化財の一覧は資料編に掲載します。

1 (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

2 令和8年(2026)8月1日現在、本市には71件の周知の埋蔵文化財包蔵地¹があります。
 3 その内訳は、社寺跡と城館跡が22件、次いで古墳、古墳群が20件となっています。地域別
 4 では、三雲地域が32件と最も多く、次いで岩根地域が18件です。

5 表8 周知の埋蔵文化財包蔵地の件数内訳(令和8年(2026)8月1日現在)

種別	地域							合計
	石部	石部南	三雲	菩提寺	岩根	下田	水戸	
集落跡	0	0	1	0	0	0	0	1
生産遺跡	1	0	0	0	0	0	0	1
社寺跡	1	6	9	1	5	0	0	22
城館跡	2	0	11	3	5	1	0	22
古墳、古墳群	2	1	9	2	6	0	0	20
その他	1	0	0	0	1	0	0	2
上記の複合遺跡	0	0	2	0	1	0	0	3
合計	7	7	32	6	18	1	0	71



6 図16 周知の埋蔵文化財包蔵地分布図

7 ※番号に対応した周知の埋蔵文化財包蔵地の一覧は資料編に掲載します。

8 出典：令和3年『滋賀県遺跡地図』をもとに作成

9 ¹ 周知の埋蔵文化財包蔵地

10 地中に埋蔵文化財が存在することが想定される範囲。分布調査や発掘調査などで定められます。

2. 未指定文化財の概要

本計画の作成にあたり、既往の調査や文献などから、令和8年(2026)8月1日現在で987件の未指定文化財を確認しました。

類型・種別にみると、有形文化財が593件と最も多く、次いで民俗文化財が238件、記念物が92件です。有形文化財の中では歴史資料が232件と最も多く、次いで建造物が139件、彫刻が88件です。

地域別にみると、三雲地域が311件と最も多く、次いで岩根地域232件、石部南地域128件、菩提寺地域112件、下田地域68件、石部地域55件、水戸地域12件です。

表9 地区ごとの未指定文化財の件数内訳(令和8年(2026)8月1日現在)

類型・種別	地域							複数地域	市所有	所在特定不可	合計		
	石部	石部南	三雲	菩提寺	岩根	水戸	下田						
有形文化財	建造物	12	9	56	17	36	1	7	1	0	0	139	
	美術工芸品	絵画	0	6	5	1	2	0	0	0	4	1	19
		彫刻	2	9	35	7	31	0	2	1	0	1	88
		工芸品	2	4	24	11	15	0	1	0	0	0	57
		書跡・典籍	1	1	9	3	3	0	3	0	0	1	21
		古文書	2	3	10	2	7	0	1	0	0	0	25
		考古資料	4	5	2	0	1	0	0	0	0	0	12
歴史資料	17	12	87	32	53	5	19	2	4	1	232		
無形文化財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	2	10	22	8	27	3	2	0	1	1	76	
	無形の民俗文化財	6	52	14	6	24	2	31	27	0	0	162	
記念物	遺跡	5	2	17	9	14	1	0	1	0	2	51	
	名勝地	0	1	4	0	1	0	0	0	0	0	6	
	動物・植物・地質鉱物	2	7	6	10	9	0	0	0	0	1	35	
文化的景観	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
伝統的建造物群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
文化財の保存技術	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他の文化財	伝承	0	7	19	6	8	0	1	19	0	0	60	
	方言	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	4	
合計	55	128	311	112	232	12	68	52	9	8	987		

3. 類型ごとの文化財の特徴

本市に所在する文化財について、類型ごとに特徴を整理します。

①有形文化財

■建造物

指定等文化財は、国指定 8 件、市指定 13 件、国登録 1 件、合計 22 件です。国指定 8 件のうち 4 件は国宝で、中世に建てられた常楽寺本堂・三重塔、長壽寺本堂、善水寺本堂です。そのほかの文化財もすべて社寺や信仰に関する建築物や石造物で、中世～近世に建てられたものがほとんどです。



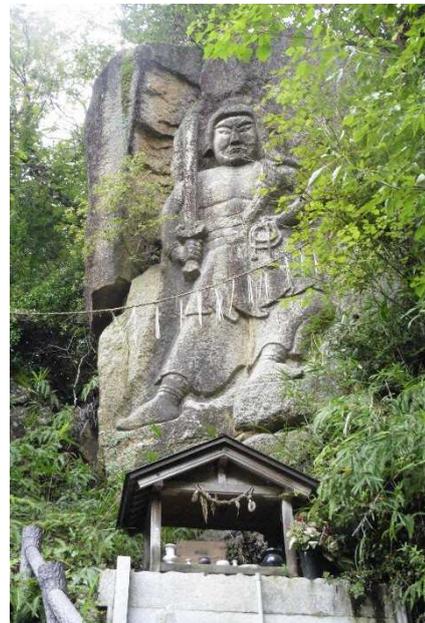
常楽寺三重塔

未指定文化財は、139 件を把握しており、ほとんどが社寺建築であることが特徴です。これらの建築物を有する社寺の中には古代から信仰が守られ続けているところもあり、古くから本市域に住む人々が信仰を大切にしてきたことがうかがえます。社寺建築以外では、近世～近代に建てられた石造の橋梁や産業に関する建築物がほとんどで、東海道をはじめとする街道が通っていた本市の歴史文化を特徴づける文化財です。

■絵画

指定等文化財は、国指定 2 件、県指定 4 件、市指定 9 件、合計 15 件です。ほとんどは仏画や信仰に関する絵画ですが、江戸時代に平松で俳人として活躍した奥村志宇¹の襖絵もあります。

未指定文化財は、19 件を把握しており、指定等文化財と同じくほとんどが仏画や信仰に関する絵画です。そのほか、東海道に関する絵画もあります。



磨崖不動明王尊

■彫刻

指定等文化財は、国指定 24 件、県指定 3 件、市指定 24 件、合計 51 件です。ほとんどは古代～中世に制作された仏像や神像で、各社寺で大切に守られています。そのほか、中世に制作された木造狛犬や江戸時代に制作された磨崖不動明王尊があります。

未指定文化財は、88 件を把握しており、指定等文化財と同じくほとんどが仏像や神像ですが、地域で大切に守られている石仏が多いことが特徴です。

¹ 奥村志宇：湖南省平松の代官・奥村垂溪の妻（夫婦そろって俳諧や詩歌を好む風雅人）。30 年にわたってウツクシマツに関する詩歌を集め『千歳集』としてまとめました。

1 ■工芸品

2 指定等文化財は、国指定3件、県指定2件、市指定10件、合計15件です。古代～近代に
3 制作された仏具や法具、石造の燈籠がほとんどですが、江戸時代に石部宿^{いしべしゆく}で製造されるよ
4 うになった石部焼^{いしべやき}の陶器が2件指定されており、本市の産業の歴史を知るうえで重要な文
5 化財です。

6 未指定文化財は、57件を把握しており、仏具や法具、燈籠など社寺に關係する文化財が
7 ほとんどです。そのほか、江戸時代に下田村で始まったとされる近江下田焼^{しもだやき}の陶器もありま
8 す。

9

10 ■書跡・典籍

11 指定等文化財は、国指定1件、市指定5件、合計6件
12 です。社寺に關係する墨書^{ぼくしょ}がほとんどですが、江戸時代
13 中期～末期の文人^{ぶんじん}たちが平松にあるウツクシマツにつ
14 いて読んだ句をまとめた吟詠集『千歳集^{せんざいしゅう}』もあり、江
15 戸時代に多くの文人^{ぶんじん}が街道を通過して本市域を訪れたこ
16 とが分かります。



千歳集

17 未指定文化財は、21件を把握しており、山号^{さんごう}や名号^{みょうごう}
18 が書かれた扁額^{へんがく}が大半を占めています。そのほか、社寺の棟札^{むなふだ}もいくつかあり、本市に所在
19 する社寺の歴史を知るうえで重要な文化財です。

20

21 ■古文書

22 指定等文化財は、市指定1件で、江戸時代に石部宿^{いしべしゆく}にあった小島本陣^{こじまほんじん}の文書です。また、
23 未指定文化財は、25件を把握しており、ほとんどが社寺
24 や地域に残された文書です。これらの文書は、すべて本
25 市の歴史を記す貴重な資料です。

26

27 ■考古資料

28 指定等文化財はありませんが、未指定文化財は12件
29 を把握しており、古墳から出土した遺物や社寺で使用さ
30 れていた瓦^{かわら}、建物跡の礎石^{そせき}などがあります。

31

32 ■歴史資料

33 指定等文化財は、県指定1件で、長壽寺^{ちようじゆじ}所蔵の寺内へ
34 軍勢^{ぐんぜい}などの乱入狼藉^{らんにゆうろうぜき}を禁止した足利尊氏^{あしかがたかうじ}の制札^{せいさつ}²です。

35 未指定文化財は、232件を把握しており、記念碑や
36 顕彰^{けんしょう}・頌徳碑^{しょうとくひ}³、名号碑^{みょうごうひ}⁴、句碑^{くひ}・歌碑^{かひ}・詩碑^{しひ}などの石



真明寺に所在する芭蕉句碑

¹ 千歳集：P30 注釈1 奥村志宇を参照。

² 制札：禁令、法令などを書いて社寺の門前や路傍に掲げた木札。

³ 顕彰・頌徳碑：個人の功績や善行などを広く知らせるための石碑。

⁴ 名号碑：仏や菩薩の名前（名号）、特に南無阿弥陀仏の六字を刻んだ石碑。

1 碑がほとんどです。また、社寺の由緒書¹や過去帖²もいくつかあります。そのほか、石部・
2 石部南地域には、石部宿の旅籠に関する資料群や宿帳など、石部宿に関係する資料が多
3 く残っており、往時の歴史を知るうえで重要な文化財です。

5 ②無形文化財

6 工芸技術の保持者として、本市の伝統産業である本藍染^{ほんあいぞめ}の技術者が1名認定されていま
7 す。なお、未指定文化財は把握していません。

9 ③民俗文化財

10 ■有形の民俗文化財

11 指定等文化財はありませんが、未指定文化財は76件
12 を把握しており、各地に設置された道標^{どうひょう}や地域で信仰
13 されてきた地蔵がほとんどです。特に道標が多いこと
14 は、本市に街道がいくつかあり、多くの人を訪れた歴史
15 を示しています。そのほか、社寺や地域の行事に関係す
16 る民俗資料もあり、日本全国でかつて行われていた勸請
17 縄吊り^{なわつ}は今も各地域で行われています。



三雲地域に所在する道標

19 ■無形の民俗文化財

20 指定等文化財はありませんが、未指定文化財は162件
21 を把握しており、各地で行われている祭礼行事や伝統行
22 事、講^{こう}などの風俗習慣や、仕事唄や遊び唄などの民謡を
23 中心とした民俗芸能が大半を占めています。特に祭礼行
24 事や伝統行事は、古くから地域で行われているものが多
25 く、地域コミュニティの形成に密接に関わっています。
26 また、風俗習慣である郷土食には、伝統野菜である下田
27 なすや弥平^{やへい}とうがらしなどのほか、文化庁の「100年フ
28 ード」に認定された「いもつぶし」があります。



鬼走り（東寺）

30 ④記念物

31 ■遺跡

32 指定等文化財は、国指定1件、県指定1件、合計2件です。国指定は菩提寺地域の
33 少菩提寺石多宝塔および石仏、県指定は中世に地侍の三雲典膳^{さんぐん}が築いたと伝わる三雲城跡^{さんぐん}
34 です。

¹ 由緒書：社寺の縁起や由来、祭神や御利益などを記した資料。

² 過去帖：先祖（故人）の情報を記した帳面。

³ 道標：道路の辻や街道の分岐点などに建てられる方向や距離を示す構造物。

⁴ 勸請縄吊り：村の出入り口などに呪具を付した縄を掲げ、不浄なものの侵入を禁じる厄除けのまじない。

⁵ 講：信仰・経済・職業など目的を持って開かれる行事・会合。

1 未指定文化財は、51 件を把握しており、地域で活躍した人物の墓および墓碑、古墳、寺
2 跡、城跡など、多様なものがあります。

3 4 ■名勝地

5 指定等文化財はありませんが、未指定文化財は6件を
6 把握しており、伝教大師が薬師仏をみつけられたなど
7 の伝承が残る善水寺の百伝池や不動の滝、紫雲の滝な
8 どがあります。



9
10
11
12 不動の滝

13 ■動物・植物・地質鉱物

14 指定等文化財は、国指定1件、市指定3件、合計4件です。特に国指定の「平松のウツク
15 シマツ自生地」は、日本で唯一ウツクシマツが自生し、天然更新している場所で、江戸時代
16 には『東海道名所図会』や『伊勢参宮名所図会』に東海道沿いの名所として紹介されるなど、
17 有名な景勝地であったことが分かります。また、市指定の野洲川河原の足跡化石出土品は、
18 本市の有史以前の歴史を伝えるほか古琵琶湖層群に関
19 係する貴重な文化財です。

20 未指定文化財は、35件を把握しており、地質鉱物が大
21 半を占めています。特に灰山の鍾乳洞や灰山のスカ
22 ルン鉱物、野洲花崗岩の輝水鉛鉱などは、本市域でかつて
23 採石事業が盛んに行われていた歴史を伝える文化財で
24 す。そのほか、狐岩や八丈岩などの奇岩・巨岩などが
25 あります。



26
27 ⑤その他の文化財

28 ■伝承

29 かみなり岩（雷鳴岩）や龍王の巨岩など地質鉱物に関する伝承や、夜泣き地蔵の話や身
30 代わり観音の話といった信仰に関する伝承など、60件を把握しています。

31 32 ■方言

33 岩根地域の東側を中心に使用されている方言、下田地域で使用されている下田弁、三雲
34 地域の針で使用されている方言など、4件を把握しています。

4. 地域ごとの文化財の特徴

本市に所在する文化財について、地域ごとに特徴を整理します。

①石部地域

指定等文化財では、古代に存在した式内社¹の石部鹿塩上神社の後身とされている吉姫神社や吉御子神社に関する文化財が多くあります。また、江戸時代後期に始まった石部焼も2件市指定になっています。

未指定文化財では、建造物や歴史資料が多く、このうち地域内に所在する社寺に関する文化財が多くあります。また、小島本陣跡をはじめとするかつての石部宿に関する歴史資料や遺跡も多くあり、石部地域がかつて宿場町として栄えた歴史を知るうえで重要な文化財といえます。さらに、石部地域には豊富な地質鉱物が採れる産地がいくつかあり、江戸時代以降の採掘跡が今も各地に残っています。これらは、近世から近代にかけての本市の産業の歴史を知るうえで貴重な文化財になります。



灰山

②石部南地域

指定等文化財では、湖南三山を構成する常楽寺や長壽寺に所在する文化財がほとんどです。国の指定等を受けている文化財も多く、常楽寺本堂、常楽寺三重塔²、長壽寺本堂は国宝になっています。

未指定文化財では、建造物や歴史資料、無形の民俗文化財が多く、指定等文化財と同様に常楽寺、長壽寺に関する建造物や彫刻が多くあります。さらに石部南地域には勧請縄吊りや鬼走り²などの無形の民俗文化財が多く、社寺の祭礼や地域の行事が大切に守られてきたことが分かります。



勧請縄吊り（西寺）

③三雲地域

指定等文化財では、社寺に所在する文化財が多くあります。また、県指定の三雲城跡をはじめ、中世の甲賀郡の自治組織である甲賀郡中惣に関する文化財も多くあります。そのほか、国指定の平松のウツクシマツ自生地や市指定の野洲川河原の足跡化石出土品、かつての野洲川の渡し場を示す三雲常夜燈など自然や野洲川に関する文化財があります。



家棟川隧道扁額

¹ 式内社：日本古代の法制書『延喜式』の神名帳に記載されている神社のこと。

² 鬼走り：長壽寺で行われる儀式。悪鬼退散と家内安全の祈願、村の子どもの成人の儀を兼ねます。

1 未指定文化財では、建造物や彫刻、歴史資料が多く、このうち建造物で注目されるものと
2 して大沙川隧道と由良谷川隧道があります。また、隧道は撤去されてしまいましたがその存
3 在を示す家棟川隧道扁額が残っています。これらは近代の本市の歴史を伝える重要な文化
4 財です。

5 そのほか、かつての地域の人々の信仰が伺える様々な彫刻や歴史資料、住民の生活に脅威
6 を与えた災害に対する思いを示す砂防恩碑や造林恩碑、妙感寺流供養碑、さらに江戸時代
7 に盛行した俳諧の跡を示す亀淵先生¹落髮ノ墳など特徴的な文化財が多くあります。

9 ④菩提寺地域

10 指定等文化財では、社寺に所在する文化財がほとんどです。国指定史跡である廃少菩提寺
11 石多宝塔および石仏をはじめ、市指定の紙本著色少菩提寺絵図など廃寺となった少菩提寺
12 に関する文化財もあります。

13 未指定文化財では、建造物や歴史資料が多く花崗岩を使用した磨崖仏や小仏などの信仰
14 に関する文化財、齋神社や西應寺など少菩提寺に関する文化財が多くあります。また、竜王山（菩提寺山）
15 の竜王山古墳群からは馬具や鉄器といった副葬品が出
16 土しており、渡来系文化の影響が伺えます。さらに、本
17 市の治山や治水・利水対策などに貢献した龍池藤兵衛²
18 氏や井上嘉吉³氏の顕彰碑なども確認でき、地域のため
19 に活躍した人物の功績に関する文化財から、本市の発展
20 の歴史を知ることができます。



齋神社

23 ⑤岩根地域

24 指定等文化財では、湖南三山を構成する善水寺やそれ
25 以外の社寺に所在する文化財がほとんどです。

26 未指定文化財では、建造物や彫刻、歴史資料が多く、
27 このうち指定等文化財と同様に善水寺に関する建造物
28 や彫刻が多くあります。特に岩根山中に残る磨崖仏や
29 小仏は、山中の豊富な花崗岩を用いて作られたものであ
30 り、古代から中世にかけての本市東部の仏教文化の展開
31 を示すものです。また、防災に対する洪水量点標⁴は、
32 三雲地域と同様に、かつての住民の防災への思いを示すものです。さらに歴史資料である道



善水寺

¹ 亀淵先生：江戸時代末期の俳人・服部亀淵のこと。亀淵の俳号は野洲川の石部の下流に古くからあった難所の「亀淵」という地名からとったとされます。

² 龍池藤兵衛：戦火などで荒廃した山（禿山）を、緑化することに成功した人物。そのほか、道路改修、堤防保護、水害対策、学校新築など数多くの功績を残しています。

³ 井上嘉吉：明治時代初期、野洲川の堤防決壊や早魃問題を解消した人物。中郡橋開通以前、野洲川の菩提寺方面から石部方面を渡す唯一の船便を運営するなど数多くの功績を残しています。

⁴ 洪水量点標：過去の洪水でここまで水位が上がったことを後世に伝える標。

1 ^{ひょう}標も多く、これらは他の地域への誘導、善水寺^{さんけいじや}参詣者への案内など、本市の交通の歴史を
2 知るうえで重要です。

4 ⑥水戸地域

5 ^{みと}水戸地域は高度経済成長期に湖南工業団地が造成さ
6 れたことで誕生した地域です。そのため指定等文化財は
7 なく、未指定文化財もほとんど把握できませんでした。
8 しかし、古くからため池としての役割を果たしてきたに
9 ごり池やかつて茶釜川^{ちやがまがわ}に架かっていた橋の親柱^{おやぼしら}など、
10 団地として造成される前の地域の歴史を伝える重要な
11 文化財が残っています。また、団地祭りや地藏盆など、
12 他地域の協力のもと、団地造成後に新しく創出された文
13 化財があることも、この地域の大きな特徴です。



にごり池

15 ⑦下田地域

16 指定等文化財では、日枝神社^{ひえ}に関する文化財が多く
17 あります。また、無形文化財として本藍染^{ほんあいぞめ}の技術保持者
18 が市の認定を受けています。

19 未指定文化財では、歴史資料や無形の民俗文化財が多
20 く、このうち指定等文化財と同様に日枝神社^{ひえ}に関する
21 文化財が多くあります。また、下田焼^{しもだやき}が誕生した地域で
22 あり、現在は行われていないものの、本藍染などの伝統
23 工芸技術に関する文化財が残っています。さらに、下田
24 なすや弥平^{やへい}とうがらしといった伝統野菜は現在も下田



お田植え踊り

25 地域の特産品として大切にされており、この地域の特徴を表す重要な食文化となっていま
26 す。そのほか、明治時代以降に交通の便を良くするために造られた橋も多く残っています。

27
28

1 5. 100年フード

2 「100年フード」とは、文化庁が令和3年度（2021）に創設した食文化の認定制度です。
3 本市では、「伝統の100年フード部門 ～江戸時代から続く郷土の料理～」部門で石部のい
4 もつぶしが令和5年度（2023）に認定を受けています。

5

6 ■石部のいもつぶしの概要 出典：文化庁「100年フードデータベース」より引用

7 500年以上前の江戸時代に東海道の51番目の宿場としておかれた石部宿^{いしべしゆく}（現：滋賀県湖
8 南市）で、古くから庶民に親しまれてきたといわれる「いもつぶし」は、米が貴重とされて
9 いた頃、里芋を混ぜて食べられていた郷土料理です。皮をむき、ざっくりと切った里芋を米
10 と一緒に炊き、つぶして俵型に丸め、みたらしのような濃厚なタレを塗り、香ばしく焼いた
11 甘辛醤油味は誰もが好む逸品です。ほろ苦い味噌があと引く田楽味噌味は、お好みで山椒^{さんしょう}
12 をかけると風味が変わり味噌ともよく合います。近年は
13 旧東海道にある石部宿^{でんがくちや}田楽茶屋で味わうことができたり、
14 地元保存会がイベント時に販売されたりしていま
15 す。石部^{いしべ}の伝統食として愛されてきた食べ物なので、こ
16 れからも伝統を絶やさずに伝え、たくさんの人に味わっ
17 ていただきたいと思います。



石部のいもつぶし

第3章. 湖南省の歴史文化の特性

第2章までで述べてきたとおり、古くから交通の要衝地として発展した本市は、人・文化の様々な交流と自然・信仰を背景として歴史が継承され、そこから育まれたまつりが地域の絆を強めてきました。

このことから、「湖南省らしさ」を以下のように表すことができます。

豊かな自然・歴史ある信仰・人や文化の交流に育まれた地域

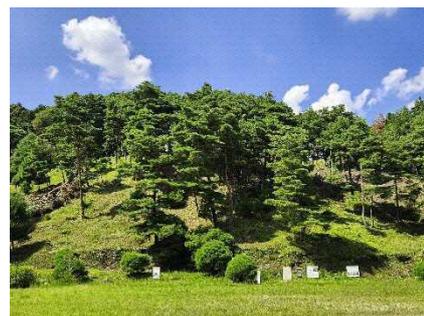
上記を踏まえ、本市らしさを表す歴史文化の特性を次のように整理します。

- ①水と緑 —野洲川の恵みと災害
- ②街道と交流 —石部宿と街道が織りなす歴史と文化
- ③神と仏 —湖南の山々に育まれた信仰と文化
- ④暮らしとまつり—まつりを通じた地域の絆と文化の継承

①水と緑—野洲川の恵みと災害

本市は水と緑が豊かな地であり、野洲川^{やすがわ}や市を囲む山々の恵みは、人々の生活や生業を支えてきました。一方、時に自然は人々に脅威を与え、その記憶と教訓は各地に残る文化財を通して今に伝わっています。

本市は周囲を緑豊かな山系に囲まれ、また山間を縫うように野洲川^{やすがわ}をはじめとするいくつかの河川が中央部を流れる、水と緑が豊かな地となっています。野洲川の河床からはゾウやシカなどの足跡化石が複数見つかったことから、本市域には古くから動植物が生息していたことが分かります。この豊かな自然の中で見られる景色は本市を訪れる人々の心を魅了し、伝承や詩句が生まれました。また、自然から得られる恵みを求めて、原始より人々は生活を行ってきました。



平松のウツクシマツ自生地

本市の豊かな自然を支える大地は様々な地質構造で構成され、これらから得られる地質鉱物は本市の産業を支えてきました。

一方、豊かな自然は時に人々に脅威を与えてきました。宝暦年間には土石流が何度も発生し、特に大規模な土石流であった妙感寺^{みょうかんじ}流れは三雲^{みくも}地域に甚大な被害をもたらしました。また、天井川^{てんじょうがわ}を含む河川は降雨により洪水を起こすことがあり、各地域に何度も被害をもた

1 らしました。妙感寺流れが発生した日は「湖南省防災の
2 日」となっており、防災意識を高める機会となっています。
3 また、これらの災害に関する石碑などの文化財は、
4 災害の教訓を後世に伝えるとともに、災害対策により地
5 域が発展していった歴史を伝えています。



妙感寺流供養碑

9 ②街道と交流—石部宿と街道が織りなす歴史と文化

10 本市は古代から東海道をはじめとする街道が通過する交通の要衝であり、江戸時代に
11 いしべしゆくが整備されると、多くの文人墨客が訪れました。また、やすがわ びわこ
12 重要な水陸路として物流に利用されてきました。

14 周囲を緑豊かな山系に囲まれた本市は古代から東海
15 道をはじめとする街道が通過する交通の要衝でした。

16 天智天皇6年(667)に古代の東海道が通ると、京から
17 伊勢に向かう道中で石部駅家が利用されました。江戸時
18 代に五街道が整備されると、東海道五十三次^{ごじゅうさんじ}の51番目
19 の宿駅地として石部宿が整えられ、夏見^{なつみ}には立場^{たてば}が、
20 各地には道標^{どうひょう}が設けられました。多くの文人墨客が石
21 部宿を訪れたとされ、文楽の舞台や俳人たちの活動の拠
22 点になるなど、にぎわいました。今も残る文化財からは、
23 当時の石部宿のにぎわいや人々の活躍を知ることができます。



夏見の立場跡

24 また、本市の中央部を流れる野洲川も琵琶湖に通じる
25 重要な水運路でした。古代には石山寺造営のために三雲^{みやくも}
26 川津^{かわつ}に集積した木材を運んだ記録があります。江戸時代
27 には旅人の安全のため常夜燈^{じょうやとう}が建てられるなど、重要
28 な内陸水運路として利用されてきました。



三雲常夜燈

29 明治時代になると、交通の妨げになっていた天井川^{てんじょうがわ}
30 に隧道^{ずいどう}が設けられ、街道の利便性が高まりました。
31 大沙川隧道^{おおすながわ}と由良谷川隧道^{ゆらたにがわ}は今も残され、人々の生活道
32 として利用されています。

¹ 立場：宿場間に設けられた休憩所。夏見の立場にも数軒の茶店があり、ところてんに黒蜜をかけて食べる文化の発祥といわれています。

③神と仏—湖南の山々に育まれた信仰と文化

山々に囲まれた本市に住む人々は、自然に神の存在を感じ、仏教が伝えられると、神と仏をともに信仰してきました。社寺やその跡だけではなく、地域にも磨崖仏まがいぶつや小仏こぼとけなどの石仏せきぶつが多く残っており、神と仏が本市に住む人々の心を支えてきたことが分かります。

豊かな水と緑に囲まれた本市には、自然に神の存在を感じ、仏教が伝えられると、神と仏をともに信仰する文化が生まれました。

湖南三山こなんさんざんと呼ばれる常楽寺じょうらくじや長壽寺ちやうじゆじ、善水寺ぜんすいじは、古代から現在まで法灯ほうとうが守られ続けている県内有数の古刹こさつです。三雲みくも地域にある上韋穂神社かしのほや石部地域いしべにある吉御子神社よしみこの歴史は古代に遡ることができます。菩提寺ぼだいじ地域にある石多宝塔せきたほうとうや閻魔像えんまざう、地藏菩薩じざうぼさつは、かつてこの地にあったとされる少菩提寺しょうぼだいじの遺品です。

そのほかにも本市には多くの社寺があり、各社寺で仏像や神像といった文化財が大切に守られてきました。また、各地には磨崖仏まがいぶつや小仏こぼとけなどの石仏せきぶつも多く残っています。これらの社寺や石仏などの信仰やまつりは、長老衆などの地域の集まりによって現在も支え続けられており、神と仏が本市に住む人々の心を支えてきたことがうかがえます。



常楽寺本堂



廃少菩提寺石多宝塔および石仏
(本写真は石仏のみ)

④暮らしとまつりーまつりを通じた地域の絆と文化の継承

本市には、暮らしのなかにとけこんで大切に継承されている地域のまつりや民話、民謡、食文化があり、各地域の特色を生み出してきました。また、これらによって育まれた地域の絆は争いの歴史からも知ることができます。

本市には、さまざまなまつりが残っています。

村内¹では五穀豊穰・村内安全などを祈るオコナイ²や勧請縄吊り、雨乞い行事、町場³では火難厄除けの愛宕まつりや平松のぼんのこ・へんのご祭⁴などが暮らしのなかにとけこんで大切に継承されています。

また、地域に残る民話や民謡、食文化は、その地域に暮らす人々に大切に守られてきたものであり、各地域の特色を生み出してきました。

一方、地域の人々の暮らしは争いの歴史などからも知ることができます。中世の甲賀郡で行われていた甲賀郡中惣による自治や、江戸時代に起きた三上騒動に関する文化財からは、往時の人々の暮らしの様相をうかがえます。



平松のぼんのこ・へんのご祭



下田なす

¹ 村内：ここで言う村内は、村全体を指します。

² オコナイ：主に西日本の各地で五穀豊穰を願って行われる伝統行事。

³ 町場：ここで言う町場は、旧東海道沿道の町場を指します。

⁴ 平松のぼんのこ・へんのご祭：松尾神社の祭礼として毎年7月31日に行われる火難厄除けの行事。平松区の小学生男児が祭具を担いで「ボンノコ・ヘンノコ サクエモンノ ナスビヤーイ」と囃しながら集落内を練り歩きます。

1 第4章. 湖南省の文化財に関する既往の把握調査

3 1. 国、県、市が実施した文化財に関する既往調査

4 本市に所在する文化財に関する把握調査は、主に国、県、市によって行われています。

6 (1) 国が実施した既往調査

7 昭和51年(1976)に文化庁が文化財集中地区特別総合調査の中で、本市を含む湖南地方
8 の有形文化財(美術工芸品)の把握調査を行っています。

10 (2) 滋賀県が実施した既往調査

11 滋賀県では、県内市町村に所在する有形文化財(建造物、工芸品、書跡・典籍、古文書)
12 や無形の民俗文化財、記念物、文化的景観など様々な分野の文化財の把握調査を行っていま
13 す。

14 建造物では国宝の常楽寺本堂・三重塔、善水寺本堂、重要文化財の長壽寺弁天堂、白山神
15 社拝殿で解体修理に伴う詳細調査が行われています。

16 また、埋蔵文化財については、ほ場整備事業¹(県営経営体育成基盤整備事業)や県
17 営かんがい排水事業²(県営農業用水再編対策事業)、大砂川補助通常砂防工事³などに伴
18 う発掘調査が行われています。

20 (3) 湖南省が実施した既往調査

21 本市では、合併前の甲西町^{こうせいちょう}で宮島英夫家^{みやじまひでお}の文書^{もんしょ}や野洲川河床^{のすがわ}の足跡化石の調査を行って
22 おり、合併後に三雲区^{みくも}が所有する文書の調査を行っています。

23 また、埋蔵文化財については、合併前の甲西町で発掘調査を行っています。

24 そのほか、合併前に、石部町^{いしべちょう}で『石部町史』や『新修石部町史』、甲西町で『甲西町誌』
25 を編さんしており、これらの作成に伴って各町に残る文化財の総合的な調査を行っていま
26 す。

28 2. 大学等研究機関が実施した文化財に関する既往調査

29 本市では、公立大学法人滋賀県立大学や滋賀県立琵琶湖博物館^{びわこ}などの大学等研究機関に
30 よって本市内の地質鉱物や石部地域の墓地の調査が行われ、その成果は報告書などで公表
31 されています。

¹ ほ場整備事業：農地の区画を整理するとともに、用水路、排水路、農道等の整備を行い、生産性の高い農地をつくる事業のこと。

² かんがい排水事業：「かんがい」とは、農業を行うために農地に水を引き、土地を潤すこと。「排水」とは、農業生産に必要な余分な水を農地の外に排除すること。

³ 砂防工事：山から発生する土石流から人家、公共施設等を守るために実施する工事のこと。

⁴ 宮島英夫家文書：江戸時代から明治時代までの古文書群で、戦国期に甲賀武士団の一家として活躍した宮島家が江戸時代にどのように活動したかを示す文書。

表 10 文化財に関する既往調査一覧（令和 8 年（2026）8 月 1 日現在）

種類・分類	小分類	調査名等	調査主体等	発行年・調査年度等	
総合把握		「新修石部町史」編さんに伴う把握調査	石部町	平成元年（1989）	
		「甲西町誌」編さんに伴う把握調査	甲西町	昭和49年（1974）	
有形文化財	建造物	住居	滋賀県緊急民家調査	滋賀県	昭和41年（1966）
			滋賀県近世民家調査	滋賀県	平成9年（1997）
		寺社	滋賀県近世社寺建築緊急調査	滋賀県	昭和60年（1985）
		近代建築物	滋賀県近代建築調査	滋賀県	平成元年（1989）
			滋賀県近代化遺産（建築物等）総合調査	滋賀県	平成10年（1998）
		石造物	滋賀県石造建築物調査	滋賀県	平成4年（1992）
	美術工芸品	絵画、彫刻、工芸品、書跡等	文化財集中地区特別総合調査（湖南地方の文化財）	文化庁	昭和51年（1976）
		工芸品	滋賀県所在梵音具資料調査	滋賀県	平成24年（2012）
		書跡・典籍、古文書	滋賀県古文書等所在確認調査	滋賀県	昭和57年（1982）
		古文書	宮島英夫家文書調査	甲西町	平成12年（2000）
三雲区有文書調査			湖南市	平成23年（2011）	
民俗文化財	有形の民俗文化財	民具	農具・生活用具等の収集（市民からの寄贈）	石部町、甲西町	
	無形の民俗文化財	風俗習慣	滋賀県諸職関係民俗文化財調査（滋賀県の諸職）	滋賀県	平成元年（1989）
			滋賀県祭礼行事実態調査（滋賀県の祭礼行事）	滋賀県	平成5年（1993）
			滋賀県伝統食文化調査（滋賀県の伝統食文化）	滋賀県	平成9年（1997）
			滋賀県選択無形民俗文化財記録作成（滋賀の食文化財）	滋賀県	平成12年（2000）
			滋賀県自然神信仰調査（滋賀県の自然神信仰）	滋賀県	平成19年（2007）
			滋賀県民俗行事まるごと調査	滋賀県	平成24年（2012）
	民俗芸能	民謡緊急調査（滋賀県の民謡）	滋賀県	昭和60年（1985）	
		滋賀県民俗芸能緊急調査（滋賀県の民俗芸能）	滋賀県	平成10年（1998）	
	記念物	遺跡	城郭跡	滋賀県中世城郭分布調査 2・3・4	滋賀県
墓地			石部・善隆寺墓地の調査	滋賀県立大学	平成22年（2010）
地質鉱物		足跡化石現地保存ポリング調査	甲西町	平成3年（1991）	
		琵琶湖博物館開設準備室研究調査（古琵琶湖層群の足跡化石）	（仮称）琵琶湖博物館開設準備室	平成7年（1995）	
		甲西町朝国の野洲川河床足跡化石調査	甲西町	平成10年（1998）	
		古琵琶湖層群委託調査	滋賀県	平成19年（2007）	
		琵琶湖博物館研究調査（記録しておきたい滋賀県の地形・地質）	滋賀県立琵琶湖博物館	平成23年（2011）	
文化的景観	琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査	滋賀県	平成23年（2011）		
埋蔵文化財	町内遺跡詳細分布調査	甲西町	平成元年（1990）		
	町内遺跡発掘調査	甲西町	表12参照		
	県内遺跡発掘調査	滋賀県	表12参照		
その他の文化財	甲西の民話（ふるさと近江伝承文化叢書）	甲西町	昭和55年（1980）		
	石部の伝承（ふるさと近江伝承文化叢書）	石部町	昭和55年（1980）		

表 11 建造物の修理報告書一覧（令和 8 年（2026）8 月 1 日現在）

書籍名等	調査主体等	発行年
國寶常樂寺本堂及塔婆維持修理工事報告書	滋賀県	昭和16年（1941）
重要文化財長寿寺弁天堂修理工事報告書	滋賀県	昭和32年（1957）
重要文化財白山神社拝殿修理工事報告書	滋賀県	昭和37年（1962）
国宝善水寺本堂修理工事報告書	滋賀県	昭和51年（1976）

1 表 12 埋蔵文化財に関する調査報告書一覧（令和 8 年（2026）8 月 1 日現在）

書籍名等	調査主体等	発行年	備考
滋賀縣史蹟名勝天然紀念物概要	滋賀縣史蹟名勝天然紀念物調査會	大正11年(1922) 昭和11年(1936)改	
甲賀郡志 上巻・下巻	甲賀郡教育會	昭和元年(1926)	
滋賀県文化財調査概要第6集 甲賀郡甲西町狐栗古墳群調査概要	滋賀県	昭和43年(1968)	
県立甲西高校建設に伴う井戸遺跡発掘調査報告書	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	昭和58年(1983)	井戸遺跡(第1次)
滋賀県百科事典	大和書房	昭和59年(1984)	
滋賀県中世城郭分布調査2 甲賀の城	滋賀県、(財)滋賀総合研究所	昭和59年(1984)	
滋賀県中世城郭分布調査3 旧野洲・栗田郡の城	滋賀県、(財)滋賀総合研究所	昭和60年(1985)	
滋賀県中世城郭分布調査4 旧蒲生・神崎郡の城	滋賀県、(財)滋賀総合研究所	昭和61年(1986)	
井戸遺跡(第2次)発掘調査報告書	甲西町、(財)滋賀県文化財保護協会	昭和61年(1986)	
井戸遺跡(第4次)発掘調査報告書	甲西町	昭和62年(1987)	
甲西の遺跡	甲西町	昭和63年(1988)	
町内遺跡1	甲西町	昭和63年(1988)	井戸遺跡(第3、5次)
丸保古墳群発掘調査報告書	甲西町	平成元年(1989)	
甲西町内遺跡詳細分布調査報告書	甲西町	平成2年(1990)	
緊急地域雇用特別交付金事業に伴う出土文化財管理業務報告書	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	平成14年(2002)	
県営かんがい排水事業(県営農業用水再編対策事業)関連遺跡発掘調査報告書19 了安寺遺跡 湖南市夏見	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	平成19年(2007)	
ほ場整備関係(経営体育成基盤整備)遺跡発掘調査報告書34-1 了安寺遺跡・尊光寺遺跡 湖南市夏見・平松	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	平成19年(2007)	
ほ場整備関係(経営体育成基盤整備)遺跡発掘調査報告書37-3 井戸遺跡	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	平成22年(2010)	
ほ場整備関係(経営体育成基盤整備)遺跡発掘調査報告書38-2 針氏城遺跡・井戸遺跡その1・その2	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	平成23年(2011)	
ほ場整備関係(経営体育成基盤整備)遺跡発掘調査報告書38-3 夏見城遺跡 湖南市夏見	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	平成23年(2011)	
大砂川補助通常砂防工事に伴う発掘調査報告書 岩瀬谷古墳群	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	平成24年(2012)	
ほ場整備関係(経営体育成基盤整備)遺跡発掘調査報告書39-1 針氏城遺跡2	滋賀県、(財)滋賀県文化財保護協会	平成24年(2012)	
滋賀県内遺跡発掘調査報告書	滋賀県	平成29年(2017)	
「野洲川中流域の群集墳一横穴式石室の分布と測量調査報告書一」『紀要』32号	(財)滋賀県文化財保護協会	令和元年(2019)	

3. これまでの文化財の調査に関する現状と課題

(1) 文化財の調査状況

本市における文化財の調査状況は、表 13 のとおりです。

表 13 まちづくり協議会ごとの調査の実施状況

類型・種別		地域							
		石部	石部南	三雲	菩提寺	岩根	水戸	下田	
有形文化財	建造物	△	△	△	△	△	△	△	
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	△	△	△
		彫刻	△	△	△	△	△	△	△
		工芸品	△	△	△	△	△	△	△
		書跡・典籍	△	△	△	△	△	△	△
		古文書	△	△	△	△	△	△	△
		考古資料	△	△	△	△	△	△	△
		歴史資料	△	△	△	△	△	△	△
無形文化財	—	—	—	—	—	—	—		
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○	
記念物	遺跡	△	△	△	△	△	—	△	
	名勝地	△	△	△	△	△	△	△	
	動物、植物、地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△	
文化的景観		△	△	△	△	△	△	△	
伝統的建造物群		—	—	—	—	—	—	—	
埋蔵文化財		○	○	○	○	○	○	○	
文化財の保存技術		—	—	—	—	—	—	—	
その他の文化財	伝承	○	○	○	○	○	○	○	
	方言	—	—	△	△	△	△	△	

※○：おおむね調査済 △：調査不足 —：未調査

(2) 文化財の調査に関する現状と課題

■有形文化財

国、県、市の調査により建造物および美術工芸品の把握はできています。しかし、調査が部分的であり、一部の把握しかできていないため、追加の把握調査が必要です。

■無形文化財

無形文化財は、調査を実施しておらず、把握ができていないため、把握調査が必要です。

■民俗文化財

有形の民俗文化財は、町史（誌）の編さん時に調査を実施し、また、歴史民俗資料館建設時に農具や生活用具の収集を実施しましたが、把握調査は実施していないため、把握調査が

1 必要です。

2 無形の民俗文化財は、県の調査により風俗習慣や民俗芸能は把握できています。しかし、
3 把握調査から時間が経ち、少子高齢化や生活様式の変容による滅失^{めっしつ}などの可能性があるた
4 め、追跡調査が必要です。

5

6 ■記念物

7 遺跡は、県や滋賀県立大学で調査を行っているほか、町史（誌）編さん時に調査を行って
8 います。しかし、調査が部分的であり、一部の地域しか把握できていません。

9 名勝地は、町史（誌）編さん時に調査を行っていますが、把握調査は実施していません。

10 地質鉱物は、県や市、博物館の調査により把握できています。また、動物や植物は町史（誌）
11 編さんや『平松のウツクシマツ自生地保存活用計画』作成時に調査を行っています。しかし、
12 調査が部分的であり、一部の地域しか把握できていません。

13 そのため、それぞれ把握調査が必要です。

14

15 ■文化的景観

16 県が調査を行っていますが、調査が部分的であり、一部の地域しか把握ができていないた
17 め、把握調査が必要です。

18

19 ■伝統的建造物群

20 伝統的建造物群は、調査を実施しておらず、把握できていないため、把握調査が必要です。

21

22 ■埋蔵文化財

23 県や市の調査で周知の遺跡としておおむね把握できています。これに基づき継続的に発
24 掘調査を行い、成果は報告書にまとめていますが、地域により偏りがあり、把握状況に差
25 があります。そのため、今後も継続して発掘調査を行うことが必要です。

26

27 ■文化財の保存技術

28 文化財の保存技術は、調査を実施しておらず、把握できていないため、把握調査が必要
29 です。

30

31 ■その他の文化財

32 伝承は、昭和53年（1978）、54年（1979）に県の補助を受けた「ふるさと文化継承事
33 業」において『石部の伝承』『甲西の民話』を発行し、本事業に伴う調査でおおむね把握
34 できています。

35 方言は、県の調査や町史（誌）の編さん時の調査で把握できているものもありますが、
36 調査が部分的であり、一部の地域しか把握できていないため、追加の把握調査が必要で
37 す。

1 第5章. 湖南省の文化財の保存・活用にに関する将来像

3 1. 文化財の保存・活用にに関する将来像

4 本市には、湖南三山をはじめとした多彩な有形・無形の文化財が多数存在します。これら
5 は第3章で示した「湖南省らしさ」を形づくる重要な要素であり、長きにわたり地域住民に
6 よって大切に守り継がれてきた「市民のたから」です。

7 本計画の作成にあたり実施したアンケート調査では、多くの市民が本市の歴史文化に高
8 い関心を寄せ、文化財を未来に伝えるべき貴重な資産と認識していることが明らかになり
9 ました。

10 一方で、地域で文化財を守る人々の高齢化や、開発に伴う移住者の増加といった社会構造
11 の変化により、文化財の保存や継承について新たなあり方を模索する必要性が生じています。
12 また、文化財の価値や魅力が市民にとって十分な誇りや愛着として共有されておらず、本市
13 らしさとして市民だけでなく市外の人々にも認識されにくい状況です。

14 こうした背景を踏まえ、文化財の保存管理の強化とその魅力の発信を通じて、先人が築き
15 育んだ「湖南省らしさ」を市民と行政が一体となって守り伝え、地域ぐるみで将来へ継承す
16 るまちづくりが求められています。また、市民だけではなく市外の人々にも輪を広げた、み
17 んなで文化財を保存・活用する取組を行うことも必要です。

18 本計画は、最上位計画である『第三次湖南省総合計画』の掲げる「ずっとここに暮らした
19 い！みんなで創ろう笑顔つなぐ・つながる湖南」というビジョンのもと、「地域に根付く歴
20 史や文化が次の世代に継承されるまちづくり」というまちづくりの方向性を重視し、以下の
21 将来像を設定します。

22 **地域のつながりに支えられた『湖南省らしさ』を**
23 **みんなで守り育て、未来へつなぐまち**
24
25
26

1 **2. 文化財の保存・活用を実現するための方向性**

2 前項で掲げた将来像を実現するため、5つの基本方針を設定します。

3 **基本方針1 文化財をみんなで知る**

指定等文化財は、現状把握と新たな価値づけや価値を高めるための調査を行います。未指定文化財は、現状把握と新たな文化財を掘り起こすための調査を行います。また、文化財の調査・研究を一貫して行うことができる環境を整えます。

- 1-1 文化財の把握調査
- 1-2 湖南省らしさの発見
- 1-3 文化財の調査・研究

4 **基本方針2 文化財をみんなで守る**

調査・研究で把握した文化財の現状や価値に応じて、適切に保存・管理するための取組を行います。また、文化財を適切に保存・管理するための施設整備や、文化財を自然災害や盗難などから守るための防災・防犯対策を進めます。

- 2-1 文化財の適切な保存・管理
- 2-2 文化財指定の推進
- 2-3 文化財を収蔵・保管する施設の整備
- 2-4 文化財の防災・防犯対策

5 **基本方針3 文化財をみんなに伝える**

文化財に関する情報を市内外に積極的に発信します。また、調査・研究成果を積極的に公開し、文化財をより多くの人たちが学べる機会を創出します。

- 3-1 文化財の価値や魅力の発信
- 3-2 文化財の調査・研究成果の公開

6 **基本方針4 文化財をみんなで活かす**

文化財の価値や魅力をより多くの人々に伝えるため、文化財を活用した取組や周辺施設整備を積極的に行います。また、文化財の保存・活用に取り組む地域の活動を支援する仕組みづくりを行います。

- 4-1 文化財の活用・周辺施設整備
- 4-2 文化財を活用した地域活動の持続に向けた取組

7 **基本方針5 文化財をみんなにつなぐ**

学校教育・生涯学習を通じて、文化財の保存・活用を担う人材の確保と育成に努めます。また、行政の文化財の保存・活用を担う人材育成の仕組み作りを行い、多様な主体とともに文化財を保存・活用する体制を強化します。

- 5-1 文化財を活用した学校教育・生涯学習
- 5-2 文化財の保存・活用に取り組む体制の整備

1 第6章. 湖南省の文化財の保存・活用に関する課題・方針

2
3 将来像の達成のため、第5章で掲げた5つの基本方針に沿って課題と方針を整理します。

4 5 基本方針1 文化財をみんなで知る

6 1-1 文化財の把握調査

7 第4章のとおり、本市では現在まで行政や大学等研究機関により分野別の総合調査や分
8 布調査が行われ、さらに町史(誌)の編さんに係る調査により市内の文化財の把握に努めて
9 います。しかし、第4章でも述べたとおり、地域によって実施に偏りが見られます。

10 課題 未指定文化財の把握に偏りがあり、現状把握も不十分です。

11 ・有形文化財や民俗文化財など、これまでに調査を実施した分野は、調査実施から時間
12 が経過し情報の更新が十分に行われていない状況にあります。また、地域によって把
13 握調査の内容や充実度に差があり、文化財の全体像を体系的に捉えることが難しくな
14 っています。そのため、既存の成果を踏まえた新たな追加の把握調査が必要です。

16 方針 未指定文化財の把握調査を継続的に行います。

17 ・有形文化財や民俗文化財などの追加の調査や、把握が進んでいない分野の調査を
18 継続的に行います。

20 21 1-2 湖南省らしさの発見

22 本計画の作成にあたって地域にある文化財について市民から意見収集するためのワーク
23 ショップを行い、市民とともに本市らしさを感じる文化財を掘り起こしました。また、同
24 年度に実施した本市の歴史文化に関するアンケート調査でも、市民が次世代に伝えたい文
25 化財の掘り起こしを行いました。

26 課題 市民とともに文化財を掘り起こすことが必要です。

・市民参加による本市らしさを示す文化財の掘り起こしに関する取組は実施されている
ものの、継続的に行えていません。そのため、今後も継続的に取組を行うことができ
る仕組みを整えることが必要です。

方針 市民とともに文化財を掘り起こす活動を推進します。

・文化財講座や見学会など、市民とともに本市らしさを感じる文化財を掘り起こす
活動を所有者や管理者、各地域などと連携し、継続的に行います。

1-3 文化財の調査・研究

指定等文化財については、文化財指定や修理などに係り詳細調査を実施し、価値の明確化や保存・管理を行っています。しかし、指定や修理以降、保存・管理状況を含めた現状の確認調査や新たな価値を見出すための調査・研究は進んでおらず、それらの情報を一元化した台帳作成も進んでいません。

未指定の無形の民俗文化財は、把握調査から時間が経過し、さらに地域の少子高齢化や生活様式の変容により、継承が難しくなっています。しかし、現状を把握するための調査や、映像や音声などでの記録作成は進んでいません。また、把握した未指定文化財の価値を明らかにする調査も進んでいません。

埋蔵文化財については、開発などの届出に伴う発掘調査を滋賀県や本市で行っています。

本市には文化財を収蔵・保管し、公開する施設として歴史民俗資料館がありますが、調査や研究の拠点としての機能が整備されていません。また、市内の文化財や本市の歴史文化に関する資料は歴史民俗資料館や庁舎など様々な場所で保管していることから、調査・研究を一貫して行うことができる環境が整っていません。

課題 文化財の現状の把握や価値を見出すための調査・研究が環境整備も含めて不足しています。

- ・文化財の現状確認や情報更新、台帳による一元管理を継続的に行う仕組みが必要です。
- ・指定等文化財について、指定や修理後の追加調査が十分に行われていないため、定期的な現状確認が必要です。
- ・未指定の民俗文化財の現状把握調査や映像・音声などによる記録作成が不十分なため、調査や記録化が必要です。
- ・把握した未指定文化財の価値を明らかにする調査を行うことが必要です。
- ・埋蔵文化財の保護のため、引き続き文化財保護法に基づいた手続きを促し、発掘調査を行うことが必要です。
- ・文化財の調査・研究拠点が未整備でかつ関連資料も市内に分散・管理されているため、一貫した調査・研究を行うことができる環境を整えることが必要です。

方針 文化財の現状把握調査や詳細調査を推進します。

- ・指定等文化財の保存管理状況の把握や台帳による管理を推進します。
- ・指定等文化財の現状把握調査や詳細調査を推進します。
- ・未指定の民俗文化財の現状を把握するための調査や、映像や音声などでの記録作成を推進します。
- ・把握調査の成果を踏まえて、未指定文化財の価値を明らかにするための調査を行います。
- ・開発などに伴った発掘調査を引き続き行います。
- ・文化財を収蔵・保管している歴史民俗資料館にて調査・研究を行うことができる環境を整えます。

1 基本方針 2 文化財をみんなで守る

2 2-1 文化財の適切な保存・管理

本市には令和8年(2026)8月1日現在で118件の指定等文化財があります。そのうち市が管理する一部の文化財については保存活用計画を作成し、計画に基づき保存・管理を行っていますが、社寺や地域、団体、個人が所有・管理する文化財については管理状況の把握や保存修理が進んでいません。

課題 指定等文化財の保存・管理が不十分です。

- ・指定等文化財の管理状況が把握できておらず、保存管理が十分でない事例があるため、指定等文化財の管理状況を把握する必要があります。

方針 指定等文化財の管理状況を把握し、保存修理を計画的に進めます。

- ・所有者や管理者に指定等文化財の管理状況を確認し、整理します。
- ・指定等文化財の管理状況を把握し、計画的に保存修理を進めます。

2 2-2 文化財指定の推進

①で述べたとおり、本市には118件の指定等文化財がありますが、指定等の分類に偏りがあり、また、平成16年に湖南省が誕生して以降、市の文化財指定は1件のみです。

課題 未指定文化財の保護に向けた指定の取組が不足しています。

- ・調査によって把握した未指定文化財の価値付けが十分に行われていないため、指定に向けた取組を継続的に進める必要があります。

方針 未指定文化財の指定を推進します。

- ・調査・研究によって評価の定まった未指定文化財の指定を推進します。

2 2-3 文化財を収蔵・保管する施設の整備

市内の文化財を収蔵・保管し、公開する施設である歴史民俗資料館の日常の管理・運営は指定管理者に委託していますが、収蔵品の展示や管理は文化財担当部局の教育委員会〇〇課が行っています。しかし、施設の老朽化や収蔵スペースの不足などの問題を抱えており、収蔵できない文化財は他の場所で保管している状況です。

課題 『湖南省立東海道石部宿歴史民俗資料館』での文化財の保存・管理が不十分です。

- ・歴史民俗資料館で文化財を一元的に保存・管理できるスペースを確保する必要があります。

方針 『湖南省立東海道石部宿歴史民俗資料館』の整備を推進します。

- ・文化財を適切に保存・管理することを目的とした歴史民俗資料館の整備を行います。

2-4 文化財の防災・防犯対策

近年、全国的に自然災害や盗難などの被害が相次いでいますが、文化財の日常点検や防災・防犯対策の周知ができていません。

本市では、重要文化財をはじめとした指定等文化財の防災対策として、地域や消防署などと連携し、防災施設の整備や点検を行っています。また、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせて、文化財防火査察や消防訓練を行っています。

災害発生時に文化財を一時的に避難できる施設に歴史民俗資料館がありますが、施設の老朽化や収蔵スペースの不足、防災・防犯対策の不足により、現状受け入れは難しい状況です。

令和2年(2020)10月に、国の文化財防災体制をさらに構築すべく、文化財防災センターが開設されました。また、滋賀県博物館協議会では、災害時における博物館資料の相互救援体制の構築を目指すべく取組を行っています。さらに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財建造物の被災調査に関する要領」に基づき、関西広域連合で有形文化財(建造物)の目録および調査票の相互交換をしています。

課題 文化財の防災・防犯対策が不足しています。

- ・文化財の防災・防犯について、文化庁の『国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン』および『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等のガイドライン』について所有者や管理者への周知が十分ではありません。また、文化財の防災・防犯設備が未整備である事例も一部見られることから、情報の周知・共有の促進が必要です。
- ・消防署や地域と連携した防災施設の整備や点検、文化財防火査察、消防訓練を継続して行うことが必要です。
- ・災害発生時の文化財の一時避難先となる施設やスペースが不足しています。
- ・今後、異常気象による自然災害が頻発化・甚大化することが予想されており、災害発生時から復旧までの国・県・その他関係機関との連携体制を整えることが必要です。

方針 文化財の防災・防犯対策を充実させます。

- ・文化財の所有者・管理者に、文化庁が作成したガイドラインを参考に、防災・防犯に関する情報を提供し、防災・防犯施設に関する補助金を交付するなどの支援に取り組みます。
- ・地域や消防署などと連携した防災施設の整備や点検、文化財防火デーに合わせた文化財防火査察、消防訓練を今後も継続して行います。
- ・災害発生時に文化財の緊急避難場所を確保できるように歴史民俗資料館の整備を行います。
- ・災害発生時から復旧までの各段階で、国・県・その他関係機関との連携体制を整えます。

1 **基本方針3 文化財をみんなに伝える**

2 **3-1 文化財の価値や魅力の発信**

3 本市では、広報誌や観光パンフレットを通じて文化財の価値や魅力の情報発信をしてき
4 ました。

5 また、本市の外国人市民の人口は令和4年（2022）12月現在で3,508人を数え、その人
6 口は増加傾向にあり、多様な文化が共存しています。本市は国宝の建造物や古くから続くま
7 つり、行事など豊かな歴史・文化財を有していますが、外国人市民への情報発信はほとんど
8 行っていません。

9 **課題 市内外の多くの人たちに文化財の価値や魅力を発信する取組が不足しています。**

- 10
- 11 ・ホームページやSNSなどをあまり活用できておらず、文化財の価値や魅力が市内外に
12 発信できていません。
 - 13 ・外国人市民に対しての情報発信が不足しています。
 - 14 ・文化財を活用する観光地はありますが、多言語対応の解説や案内が不足し、文化財の
15 価値や魅力の発信が不十分です。

16  **方針 文化財に関する情報発信を積極的に行います。**

- 17
- 18 ・市のホームページやSNSなどを活用して積極的に文化財に関する情報を発信す
るとともに、湖南省観光協会や各地域などと連携して情報を発信する取組を行
います。
 - ・多文化共生の視点で文化財や伝統行事を発信し、外国人市民との理解と交流を
推進します。
 - ・英語などの多言語解説を充実させ、外国人観光客に市の魅力を効果的に伝え、観
光誘客と地域の認知度向上に努めます。

3-2 文化財の調査・研究成果の公開

過去に行った文化財に関する各種調査・研究成果は、報告書として刊行し、市および県立図書館などにて閲覧できるようにしています。また、市や県で実施した埋蔵文化財の分布調査の成果は、『滋賀県遺跡地図』や本市ホームページで公開・周知しています。さらに、旧石部町で編さんした『新修石部町史』をデジタル化し、湖南市デジタルアーカイブにて公開しています。

課題 文化財の調査・研究成果の公開が限定的で不十分です。

- ・文化財の調査・研究成果を発信する方法が限定的で、市内外の人への発信が不十分です。

方針 文化財の調査・研究成果を公開します。

- ・文化財に関する調査・研究成果を紙媒体だけではなく、電子媒体での公開も行います。また、既存の取組や施設などを利用した報告の場を設ける取組を行います。

基本方針4 文化財をみんなで活かす

4-1 文化財の活用・周辺施設整備

本市では、所有者や管理者、地域、民間団体と連携して文化財を活用したイベントなどを行っています。

市内の指定等文化財には旧石部町・旧甲西町時に作成した解説板があります。しかし、設置から時間が経過しているため、版面の劣化などが進んでいます。

歴史民俗資料館では石部宿に関する資料を常設展示しています。しかし、歴史民俗資料館の整備などを行っていないことから、展示替えなど文化財の公開が進んでいません。

課題 文化財を活用した取組や周辺施設の整備が不足しています。

- ・イベントの内容が固定化し、文化財の価値や魅力の発信が不十分です。
- ・市内の指定等文化財の解説板や案内板の現状の把握が必要です。
- ・歴史民俗資料館を活かした企画や講座が必要です。

方針 文化財の活用に向けた整備および取組を推進します。

- ・文化財の調査・研究からイベント内容の更新や新たに企画するなどし、文化財の価値や魅力を市内外に発信します。
- ・市内に設置した指定等文化財の解説板の位置ならびに設置者、管理者、状態などを把握し、状態が悪いものや内容が古いものは撤去や更新を行います。
- ・歴史民俗資料館で収蔵・保管している文化財の公開や、歴史民俗資料館を活かした企画などを行います。

4-2 文化財を活用した地域活動の持続に向けた取組

各地域では、地域にある文化財を活用するための様々な活動を行っています。しかし、人口減少や少子高齢化、地域住民の繋がり希薄化などから、文化財の管理者や伝統行事の担い手が減少し、これまでのように文化財を活用することが困難な状況になっています。

本市内のすべての小・中学校はコミュニティ・スクール¹を導入しており、「地域と共にあゆむ学校づくり」を進めています。また、各小・中学校に地域コーディネーター²を配置し、地域の特色を生かした地域学校協働活動を行っています。これらの活動の中で、防災に関する活動や農業体験、地域の祭りへの主体的な参加などのほか、例えば地域の歴史文化を学ぶ『菩提寺学』地域探索³や伝統行事を体験する「いもち送り³体験」など、各地域にある文化財を生かした様々な学習機会の創出も行っており、子どもたちのふるさとへの誇りや郷土愛を高めることを目指しています。また、小・中学校の中には地域の伝統行事などに子どもたちが積極的に参加するよう、呼びかけを行っている学校もあります。

課題 文化財を活用した地域活動への支援が必要です。

- ・社会情勢が変化してきたことで文化財管理や伝統行事の担い手が減少し、文化財の保存・管理、活用をし続けることが難しくなっていることから、新たな担い手の確保や育成等の支援を行うことが必要です。

方針 文化財の保存管理や文化財を活用する地域活動の持続に向けた取組を行います。

- ・所有者や管理者、地域、学校などと連携して、地域の文化財を活用するイベントなどの展開やそのイベントを通じて、市民の本市や、本市の歴史や文化財への愛着を醸成するとともに、新たな担い手や後継者となる人材を確保・育成するための取組を推進します。

¹ コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置している学校のこと。

² 地域コーディネーター：地域と学校の橋渡し役として活動する人のこと。

³ いもち送り：稲に虫がつかないようにお囃子にあわせて松明を持ち、田を歩き、虫を追い払う行事。

1 基本方針5 文化財をみんなでつなぐ

2 5-1 文化財を活用した学校教育・生涯学習

3 前述したとおり、本市ではコミュニティ・スクールの活動や地域学校協働活動の中で、各
4 小・中学校で地域にある文化財を活用した地域学習を行い、ふるさと意識の醸成を図ってい
5 ます。また、個別の文化財では、国指定天然記念物である平松のウツクシマツ自生地の見学
6 や長壽寺で行っている祭礼行事の一つである鬼走りの体験などを行っています。一方、教職
7 員が本市の歴史文化を学ぶ機会はほとんどなく、必要に応じて個別で学んでいることが現
8 状です。

9 文化財講座や見学会などの事業を定期的には開催していますが、参加者が固定化するとと
10 もに、若者世代の参加率が低くなっています。

11 課題 文化財を活用した学校教育・生涯学習のさらなる充実が必要です。

- 12
- 13
- ・次代の文化財の保存・活用の担い手となる人材を育成するため、引き続き学校教育との連携が必要です。
 - ・教職員に対して本市の歴史や文化財の情報を共有する必要があります。
 - ・文化財講座や見学会の参加者が固定化するとともに、若者世代の参加率が低くなっているため、講座の内容や周知方法の工夫が必要です。

方針 文化財を活用した学校教育・生涯学習を推進します。

- ・次代の文化財の保存・活用の担い手となる人材を育成するため、文化財を活かした学校教育を充実させるための取組を行います。
- ・文化財の調査・研究成果や本市の歴史文化を教職員に共有します。
- ・文化財講座や文化財を巡る見学会などの普及・啓発事業を継続的に実施し、幅広い世代の人たちが文化財に触れる機会を創出します。

1 5-2 文化財の保存・活用に取り組む体制の整備

2 本市の文化財担当部局は教育委員会〇〇課（令和8年（2026）8月1日現在）ですが、専
3 門職員は少なく、今後も増員は困難な状況です。

4 文化財の保存・活用に関わる主体は、文化財担当部局だけではなく、庁内関係部局や所有
5 者、地域、団体、民間、専門家など多岐にわたりますが、これらの主体が継続的に連携でき
6 る体制は十分に整えられていません。

7 文化財の維持管理や保存修理、防災・防犯対策にあたっては多額の資金が必要となること
8 が見込まれますが、文化財の保存管理の担い手の不足、檀家や氏子の減少などで、所有者や
9 管理者の自己負担金の確保が困難になることが考えられます。

10

課題 文化財の保存・活用に取り組む体制の整備が必要です。

- ・行政の文化財保護に関する経験や知識、技術を継承する仕組みや体制が十分に整っていないため、それらを整えることが必要です。
- ・様々な主体が文化財の保存や活用に関わっていますが、相互の連携が不十分であるため、文化財のき損などの問題が発生しており、継続的に連携できる体制づくりが必要です。
- ・文化財の所有者・管理者の経済的負担を減らすため、文化財の維持管理や保存修理などの財源の確保が必要です。

方針 文化財の保存・活用に取り組む体制を整備します。

- ・文化財保護に関する経験や知識、技術の継承を滞りなく行うことができる仕組みや体制を整えます。
- ・庁内関係部局や所有者、地域、専門家などと連携できる体制を整えます。
- ・文化財の所有者・管理者の経済的負担を減らすための財源確保に向けた取組を行います。

第7章. 湖南省の文化財の保存・活用に関する措置

第5章で掲げた将来像を達成するために定めた5つの基本方針をもとに、第6章で文化財の保存・活用に関する課題・方針を整理しました。第7章では、これらを踏まえて本計画の計画期間内に実施する具体的な事業を示します。なお、事業の進捗状況を確認しながら、内容の見直しを適宜実施することとします。

事業の実施にあたっては、その財源として市費、県費、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金など）、その他民間団体・企業の事業費などを活用しながら進めていきます。

事業表の見方

【事業番号】

各事業の通し番号

【事業概要】

事業名と概要

【新規・継続】

新規：新規の事業

継続：既存の事業を継続

【事業主体】

行政：市

専門：審議会、協議会、大学等研究機関 など

地域：所有者・管理者、地域住民、民間団体、企業 など

◎：事業の主体

○：事業の協力・連携

※事業主体 行政については、文化財担当が中心となって取り組むこととし、連携などが必要となる関係部局については「（関係部局）」として記載します。

【実施期間】

前期：令和9年（2027）～令和13年（2031）

後期：令和14年（2032）～令和18年（2036）

基本方針 1 文化財をみんなで知る

1-1 文化財の把握調査

事業番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
1	文化財把握調査事業 把握が進んでいない分野の把握調査や本計画でリスト化した未指定文化財の現況調査を実施します。	新規	◎	○	○	→	→
2	遺跡等調査事業 遺跡の分布調査や範囲の調査を実施します。	新規	◎	○	○	→	→

1-2 湖南市らしさの発見

事業番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
3	湖南市文化財講座事業 外部の専門員または課職員を講師として、市内の文化財を「みて・ふれて・楽しむ」ことができる解説、講座、見学会などを定期的に開催します。	継続	◎	○	○	→	→

1-3 文化財の調査・研究

事業番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
4	指定等文化財台帳整備 指定等文化財の分類、場所、所有者などを記載したデータベースを作成し、文化財の適切な管理や魅力発信に活用します。	継続	◎	○	○	→	
5	少菩提寺遺跡調査 遺跡内には市内で唯一の国指定史跡が残されています。本市の歴史を知るうえで重要な文化財であるため、現状把握や新たな価値を見出すため調査を実施します。	新規	◎	○	○	→	
6	民俗文化財調査事業 市内で行われている祭礼、年中行事の状況や、祭礼で使用される民具の調査を実施します。	継続	◎	○	○	→	
7	美術工芸品等調査事業 市内の社寺や個人宅などで所有、保管、管理されている絵画、彫刻、工芸品、古文書などの調査を実施します。	継続	◎	○	○		→
8	建造物等調査事業 市内の社寺や町家、近代遺産、石造物などを対象とした調査を実施します。	継続	◎	○	○		→
9	埋蔵文化財調査事業 埋蔵文化財包蔵地について、開発などに伴う発掘調査を適切に実施します。	継続	◎	○	○	→	→
10	東海道石部宿歴史民俗資料館整備事業 調査・研究拠点としての機能を整えます。また、収蔵施設の整備を行い、有事の際の防災拠点としての機能を整えます。	継続	◎			→	

1 基本方針2 文化財をみんなで守る

2-1 文化財の適切な保存・管理

事業番号	事業概要	新規継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
11	指定等文化財現況調査 指定等文化財の管理状況を調査します。	継続	◎	○	○	→	
12	指定等文化財保存管理事業 指定等文化財の現況を把握し、所有者や管理者と協議して計画的に保存修理を実施します。	継続	◎	○	○	→	→

2-2 文化財指定の推進

事業番号	事業概要	新規継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
13	文化財指定の推進 調査により評価の定まった未指定文化財を指定し、文化財の適切な保存・活用を地域とともに推進します。	継続	◎	○	○	→	→

2-3 文化財を収蔵・保管する施設の整備

事業番号	事業概要	新規継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
10	東海道石部宿歴史民俗資料館整備事業（再掲） 調査・研究拠点としての機能を整えます。また、収蔵施設の整備を行い、有事の際の防災拠点としての機能を整えます。	継続	◎			→	

2-4 文化財の防災・防犯対策

事業番号	事業概要	新規継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
14	指定等文化財管理事業 指定等文化財の所有者や管理者に対して、指定等文化財や設備の維持管理に関する支援や補助を行うとともに、防災・防犯対策に関して助言や指導を行います。	継続	○	○	◎	→	→
15	指定等文化財防災防犯施設整備事業 指定等文化財の所有者や管理者に対して、防災・防犯設備の設置に関する支援や補助を行います。	継続	○	○	◎	→	→
16	文化財防火運動 消防署の査察や消防訓練などを地域と実施し、文化財の防災・防犯意識の向上を図ります。	継続	○	○	◎	→	→
10	東海道石部宿歴史民俗資料館整備事業（再掲） 調査・研究拠点としての機能を整えます。また、収蔵施設の整備を行い、有事の際の防災拠点としての機能を整えます。	継続	◎			→	
17	防災・防犯体制の構築 災害発生時から復旧まで、国や文化財防災センター、滋賀県、所有者・管理者、地域と連携して対応する段階的な体制を整備し、文化財の救援ネットワークを構築します。	継続	◎	○	○	→	
			(関係部局) 危機管理防災課				

基本方針 3 文化財をみんなに伝える

3-1 文化財の価値や魅力の発信

事業 番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9 (2027) ~13 (2031)	後期 R14 (2032) ~18 (2036)
18	文化財に関する情報発信 SNSやホームページなどに文化財に関する情報発信 コーナーを整備し、その価値と魅力を発信し、観 光、まちづくりなどに活用します。	新規	◎	○	○		→
			(関係部局) 秘書広報課 商工観光労政課 図書館				
19	文化財マップ等作成 文化財を紹介するマップ等を地域とともに作成し、 文化財の魅力を発信します。	新規	◎	○	○	→	
			(関係部局) 商工観光労政課 図書館				
20	多文化発信事業 文化財や伝統行事を、外国人市民へ多文化共生の視 点で発信し、主体的に参加できる機会を創出し、地 域の歴史理解と交流を深めます。	新規	◎	○	○		→
			(関係部局) 人権擁護課 商工観光労政課				
21	インバウンド魅力発信事業 多言語解説や案内の整備を進め、外国人観光客およ び外国人市民が本市の文化財や伝統行事への理解を 深められるよう、情報を発信します。	新規	◎	○	○		→
			(関係部局) 秘書広報課 商工観光労政課				

3-2 調査・研究成果の公開

事業 番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9 (2027) ~13 (2031)	後期 R14 (2032) ~18 (2036)
22	調査成果の電子版報告書作成および公開 調査・研究成果を多くの方が活用できるようホーム ページなどの電子媒体も活用しながら、公開しま す。	継続	◎	○	○		→
			(関係部局) 秘書広報課 図書館				
3	湖南省文化財講座事業（再掲） 外部の専門員または課職員を講師として、市内の文 化財を「みて・ふれて・楽しむ」ことができる解 説、講座、見学会などを定期的に開催します。	継続	◎	○	○	→	→
23	東海道歴史民俗資料館管理運営 歴史文化に関する調査・研究、企画展の開催などを 通じ、歴史文化の魅力を発信します。	継続	◎	○	○	→	→

1 基本方針4 文化財をみんなで活かす

2 4-1 文化財の活用や周辺施設の整備

事業 番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
3	湖南省文化財講座事業（再掲） 外部の専門員または課職員を講師として、市内の文化財を「みて・ふれて・楽しむ」ことができる解説、講座、見学会などを定期的に開催します。	継続	◎	○	○	→	→
24	指定等文化財説明看板整備事業 市内各地の説明看板を確認し、内容に誤りや古い情報があるもの、劣化や破損が著しいものは撤去・更新を行います。	新規	◎	○	○		→
23	東海道歴史民俗資料館管理運営（再掲） 市の歴史文化に関する調査・研究、企画展の開催などを通じ、歴史文化の魅力を発信します。	継続	◎	○	○	→	→

14 4-2 文化財を活用する地域活動の持続に向けた取組

事業 番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
3	湖南省文化財講座事業（再掲） 外部の専門員または課職員を講師として、市内の文化財を「みて・ふれて・楽しむ」ことができる解説、講座、見学会などを定期的に開催します。	継続	◎	○	○	→	→
25	文化財を保存・活用する地域活動支援 地域で行っている文化財を保存・活用する活動を今後も継続できるように、担い手育成などの支援を行います。	新規	◎		○	→	→

1 基本方針5 文化財をみんなでつなぐ

2 5-1 文化財を活用した学校教育・生涯学習

事業 番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
26	学校教育における文化財を教材とする 取組の推進 学校と連携し平松のウツクシマツ自生地見学を継続するとともに、子どもたちが歴史文化について学ぶ機会を、学校・地域・行政が協力して推進し、本市や文化財への愛着を醸成するとともに、将来を担う人材を育成します。	継続	◎	○	○		
			(関係部局) 農林振興課 学校教育課				
3	湖南省文化財講座事業（再掲） 外部の専門員または課職員を講師として、市内の文化財を「みて・ふれて・楽しむ」ことができる解説、講座、見学会などを定期的に開催します。	継続	◎	○	○		

3 5-2 文化財の保存・活用に取り組む体制の整備

事業 番号	事業概要	新規 継続	事業主体			実施期間	
			行政	専門	地域	前期 R9(2027) ~13(2031)	後期 R14(2032) ~18(2036)
27	文化財保護担当職員の体制整備 文化財の保存・活用を担う専門職員の計画的な雇用を検討します。また、担当職員の能力向上に努めます。	継続	◎				
			(関係部局) 人事課				
28	(仮称) 湖南省文化財保存活用地域計画協議会の設置・運営 計画の進捗管理などを行うため、住民代表・文化財所有者・専門家・行政などで組織する(仮称)湖南省文化財保存活用地域計画協議会を設置・運営します。	新規	◎	○			
25	文化財を保存・活用する地域活動支援（再掲） 地域で行っている文化財を保存・活用する活動を継続できるよう、担い手育成などの支援を行います。	新規	◎		○		
29	庁内連携の強化 文化財の保存・活用の取組を全庁的に進めるため、関係部署を交えた横断的な推進体制を構築し、情報共有や課題解決に努めます。	継続	◎				
30	財源確保のための取組推進 各種補助金、ふるさと納税、クラウドファンディングなどを活用し、文化財の保存・活用のための財源確保に努めます。	継続	◎				

第8章 湖南省の文化財の保存・活用に関する推進体制

1. 計画の推進体制

文化財の保存・活用は、本市の文化財担当課である教育委員会〇〇課を中心に、庁内関係部局と連携して進めていきます。また、地域総がかりで文化財の保存・活用に取り組むため、行政だけではなく、市民や所有者・管理者、教育・研究機関、団体・企業などの様々な主体との連携体制を構築していきます。

行政
湖南省
文化財担当課
■教育委員会〇〇課 〇〇課 〇〇係 職員〇名 うち専門職員〇名 ・文化財に関すること ・東海道石部宿歴史民俗資料館の管理、運営に関すること など
庁内関係部局
■総合政策部 秘書広報課：広報の発行、ホームページや情報発信媒体の管理 など 人事課：職員の採用、研修に関すること 企画調整課：総合計画の策定や推進、地域活動の支援 など 危機管理・防災課：防災・防犯に関すること など 文化スポーツ課：文化芸術の振興に関すること など
■総務部 総務課：情報公開に関すること、地域情報化および行政情報化の促進 など 管財契約課：入札および請負契約に関することなど 財政課：市の予算に関すること など 人権擁護課：多文化共生社会の推進に関すること など
■都市建設部 土木建設課：国、県事業の整備推進、事業の執行および調整に関すること など 住宅課：開発許可申請、空家対策に関すること など 都市政策課：景観形成の施策立案および調整に関すること など
■環境経済部 商工観光労政課：観光広報宣伝および観光事業の推進に関すること、 観光資源の開発および企画に関すること など 農林振興課：平松のウツクシマツ自生地保全事業、農林業に関すること など 環境政策課：環境に関すること全般
■教育委員会事務局教育部 教育総務課：教育行政の相談に関すること など 学校教育課：学校の運営、教育課程、学習指導に関すること など 教育支援課：社会教育の振興・調整に関すること など 図書館：甲西図書館および石部図書館に関すること全般

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

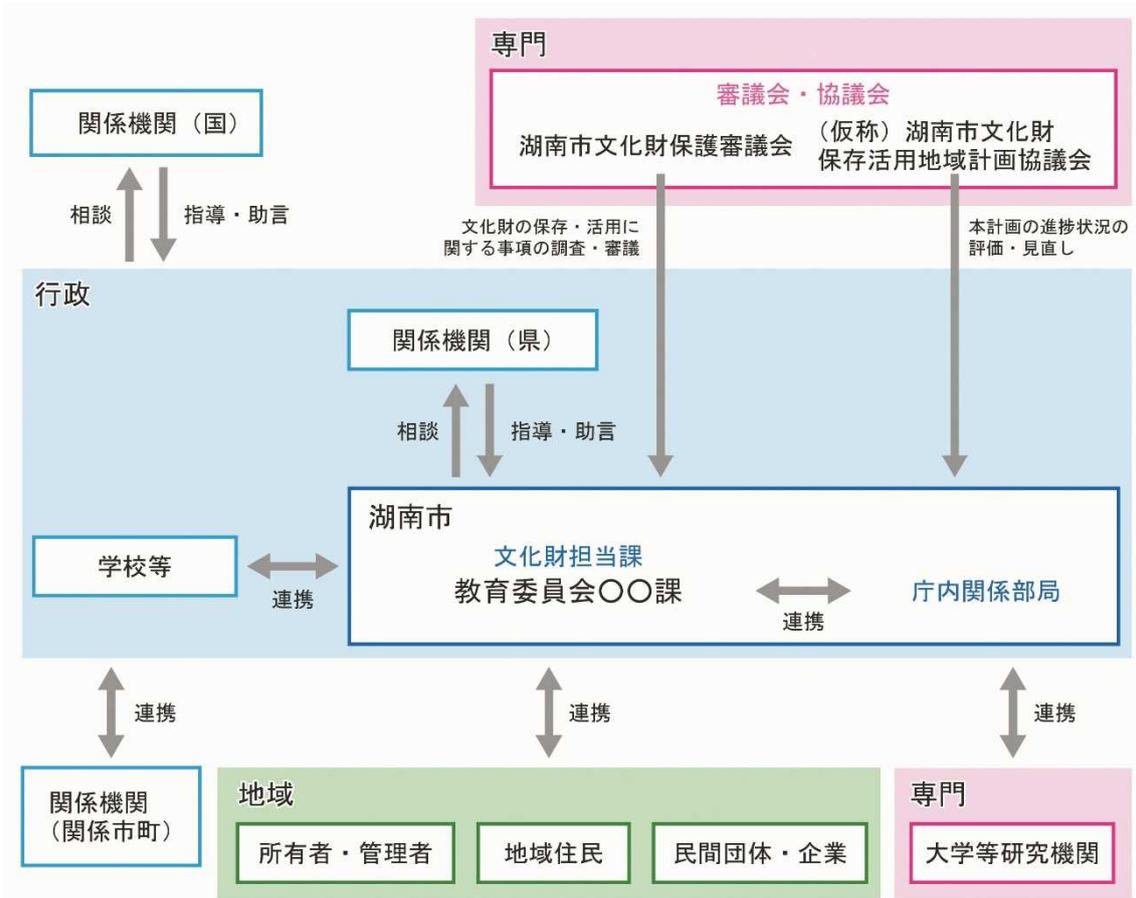
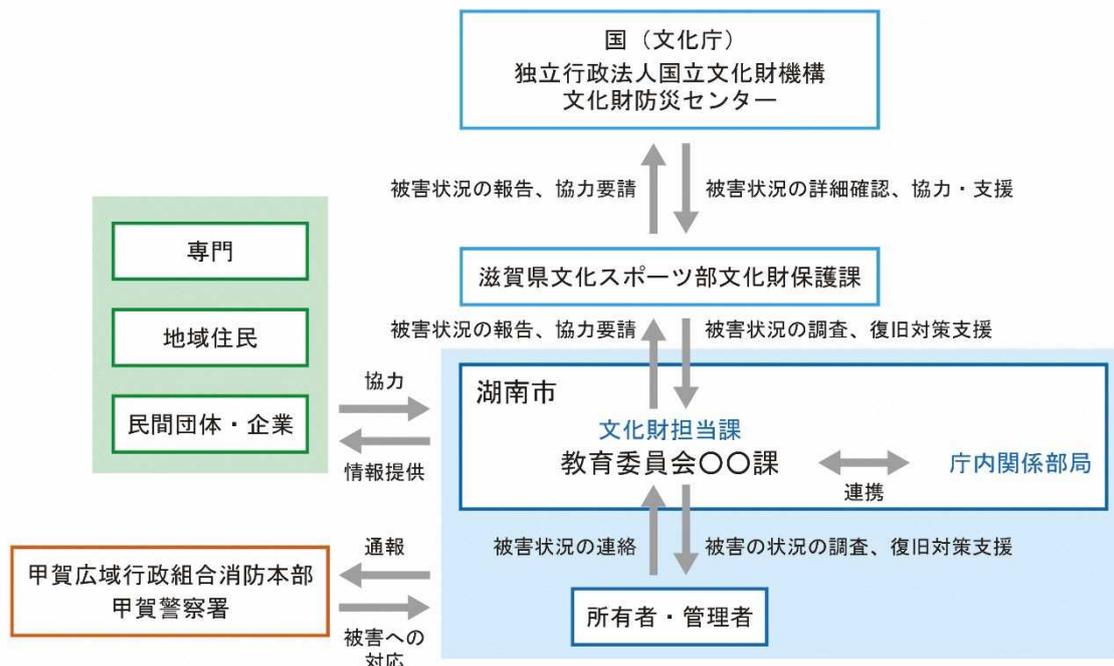


図 17 保存・活用の推進体制

30 **2. 防災・防犯の体制**

31 文化財の防災・防犯のため、平時から文化財の所有者や管理者と情報を共有し、文化財の
32 異変の有無など状況確認を行います。また、災害発生時や盗難・破損などの人的被害を受け
33 た時の連絡体制を整えます。

34 有事の際は、本市の文化財担当課である教育委員会〇〇課が窓口となり、滋賀県を通じて
35 国（文化庁）や独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターに被害状況を報告し、協力
36 要請を行います。また、文化財の所有者や管理者をはじめ、地域住民や関係団体、民間と連
37 携して対応します。



38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
図 18 防災・防犯の連絡体制イメージ

66 **3. 計画の進捗管理**

67 第7章で示した事業の着実な実施のため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善
68 （Action）からなるPDCAサイクルを取り入れて進捗管理を行います。

69 また、計画期間を前期と後期の2つに分け、各期間で社会的な要因や財政状況などを踏ま
70 え、事業の進捗状況の確認と自己評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。ただし、
71 序章でも述べたとおり、計画期間の変更、市内にある文化財の保存に影響を及ぼすおそれ
72 ある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更は、文化庁長官へ変更認定の手
73 続きを行います。それ以外の軽微な変更を行った場合には、当該変更の内容について、滋賀
74 県を經由して文化庁へ報告を行います。

75 さらに、計画期間終了前の令和17年度（2035）には、計画期間全体における事業の実施
76 状況の確認と評価を行い、その結果を次期計画へ反映させます。